

令和7年度東京都献血推進協議会 次第

日時 令和8年3月4日（水曜日）午後5時00分から
方法 WEB 会議形式による開催

- 1 開 会
- 2 委 員 紹 介
- 3 令和7年度血液製剤適正使用部会活動報告
- 4 議 事
 - (1) 都内の献血状況と献血者確保の取組について
 - (2) 令和8年度東京都献血推進計画（案）について
- 5 閉 会

資 料

- | | | |
|----|-------------------------------|------|
| 1 | 東京都献血推進協議会委員名簿 | …P 1 |
| 2 | 東京都献血推進協議会設置要綱 | …P 2 |
| 3 | 東京都献血推進協議会 血液製剤適正使用部会設置に関する細則 | …P 4 |
| 4 | 令和7年度血液製剤適正使用部会報告 | …P 6 |
| 5 | 令和6年東京都輸血状況調査集計結果（概要） | …P 9 |
| 6 | 令和6年東京都診療所における輸血状況調査集計結果 | …P15 |
| 7 | 献血の現状と課題（東京都赤十字血液センター作成） | …P18 |
| 8 | 令和7年度東京都の献血者確保対策 | …P28 |
| 9 | 令和8年度東京都献血推進計画（案） | …P33 |
| 10 | 令和8年度東京都献血推進計画（案）新旧対照表 | …P40 |

参考資料

- | | | |
|---|--|-----------|
| 1 | 令和6年度資料年報（東京都赤十字血液センター） | …参考資料 P 1 |
| 2 | 令和8年度の献血の推進に関する計画の策定について
（令和8年2月27日医薬血発 0227 第1号） | …参考資料 P 9 |
| 3 | 「献血推進2025」の期間延長について
（令和7年1月27日付事務連絡通知） | …参考資料 P29 |
| 4 | 輸血療法の手引（第4版）（令和3年3月改訂） | …参考資料 P34 |
| 5 | 小規模医療機関における輸血マニュアル（第2版）
（令和6年11月改訂） | …参考資料 P96 |

東京都献血推進協議会 委員名簿

区 分	所 属	氏 名 (敬称略)
会 長	東京都保健医療局技監	成田 友代
学識経験者	東京都医師会監事	蓮沼 剛
	東京大学医学部附属病院輸血部長	正本 庸介
	東京科学大学名誉教授	河原 和夫
	慶應義塾大学医学部 輸血・細胞療法センター教授	山崎 理絵
	東京科学大学病院輸血・細胞治療センター講師	梶原 道子
	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター 検査科技師長	前田 かおり
地域団体等	KDDI株式会社サステナビリティ経営推進本部 サステナビリティ推進部 CSR推進グループリーダー	加賀 理恵子
	東京都生活協同組合連合会会長理事	秋山 純
報道機関	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員	坂上 博
関係団体	日本赤十字社東京都支部事務局長	矢部 信栄
	東京都赤十字血液センター所長	牧野 茂義
	公益財団法人献血供給事業団理事長	田原 良三
区市町村代表	特別区保健衛生主管部長会（練馬区保健所長）	石原 浩
	東京都市福祉保健主管部長会（立川市福祉部長）	佐藤 岳之
行政機関	東京都教育庁都立学校教育部長	佐藤 直樹
	東京都保健所長会（南多摩保健所長）	舟木 素子
	東京都保健医療局保健政策部長	小竹 桃子

区 分	所 属	氏 名
オブザーバー	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立墨東病院輸血科部長 （東京都輸血療法研究会世話人代表）	藤田 浩
	東京都赤十字血液センター 事業推進一部長	鹿野 千治

東京都献血推進協議会設置要綱

	昭和 40 年 2 月 15 日	(40 衛薬衛発 第 30 号決定)
改正	昭和 42 年 8 月 1 日	(42 衛薬衛発 第 165 号決定)
改正	昭和 59 年 5 月 29 日	(59 衛薬薬 第 193 号決定)
改正	平成 5 年 3 月 31 日	(4 衛薬薬 第 1536 号決定)
改正	平成 8 年 9 月 10 日	(8 衛薬薬 第 969 号決定)
改正	平成 13 年 4 月 18 日	(13 衛薬薬 第 118 号決定)
改正	平成 14 年 4 月 1 日	(14 健サ疾 第 5 号決定)
改正	平成 15 年 4 月 1 日	(14 健サ疾 第 1661 号決定)
改正	平成 16 年 4 月 26 日	(16 健サ疾 第 3 号決定)
改正	令和 5 年 3 月 8 日	(4 福保保疾 第 2155 号決定)
改正	令和 5 年 6 月 30 日	(5 福保保疾 第 587 号決定)

(設 置)

第 1 血液事業に関する施策の策定及び実施に当たって、公正の確保及び透明性の向上を図るために、東京都献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 協議会は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第 10 条第 4 項に基づき国が示す当該年度の献血による血液確保目標量を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 献血の普及啓発に関すること。
- (2) 献血協力組織の育成に関すること。
- (3) その他献血推進に関すること。

(構 成)

第 3 協議会は保健医療局長が委嘱又は任命する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者並びに職域及び地域団体等の代表者 15 名以内
- (2) 関係行政機関の職員及び東京都職員 6 名以内
- 2 前項(1)のうち、東京都赤十字血液センター所長の役職にある者については、委員として指定する。

(会 長)

第 4 協議会に会長を置く。

- 2 会長は保健医療局技監とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代行する。

(任 期)

第 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員は、その役割を退いたときに委員の資格を失い、後任の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 6 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 協議会の会議は、必要の都度開催する。

(部 会)

第 7 会長は、協議会の意見に基づき、必要に応じて、特定の事項ごとに部会を設けることができる。

- 2 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員及び保健医療局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。

(会議の公開)

第 8 会議及び会議に関する審議資料、議決事項、会議録等（以下「会議録」という。）は原則として公開する。

- 2 会議及び会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付すことができる。

(庶 務)

第 9 協議会に関する庶務は、保健医療局保健政策部において行う。

(その他)

第 10 協議会の開催に当たっては、必要に応じ、第 3 に掲げる者以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(施 行)

第 11 この要綱は、昭和 40 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱施行の際発令中の委員の任期は、第 5 の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 8 年 7 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

東京都献血推進協議会 血液製剤適正使用部会設置に関する細則

平成 15 年 10 月 24 日 15 健サ疾第 1262 号 医療サービス部長決定
平成 16 年 4 月 26 日 16 健サ疾第 3 号 医療サービス部長決定
平成 18 年 12 月 12 日 18 福保保疾第 1405 号 保健政策部長決定
令和 4 年 4 月 1 日 4 福保保疾第 954 号 保健政策調整担当部長決定
令和 5 年 6 月 30 日 5 福保保疾第 589 号 保健政策部長決定

1 目 的

血液製剤の適正使用について協議し、輸血療法の安全性の向上を図るため、東京都献血推進協議会設置要綱第 7 に基づき、東京都献血推進協議会（以下「協議会」という。）に血液製剤適正使用部会（以下「部会」という。）を置く。

2 協議事項

部会は、次の事項を協議し、協議会長に報告する。

- (1) 血液製剤の適正使用に関すること。
- (2) 輸血療法の安全性の向上に関すること。
- (3) その他血液事業に関する事項

3 委員及び専門委員

- (1) 部会の委員は、学識経験者等 10 名以内、東京都職員 3 名以内とし、協議会委員のうちから協議会長が指名する委員、及び協議会長が指名する者のうちから保健医療局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- (2) 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- (3) 専門委員は、2 名以内とする。

4 部会長

部会に、部会長を置く。

- (1) 部会長は、東京都保健医療局保健政策部長とする。
- (2) 部会長は、会務を総務する。
- (3) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代行する。

5 会 議

部会の会議は原則として年 1 回とし、また必要に応じて随時開催することとし、部会長が招集する。

6 会議等の公開

- (1) 会議及び会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議又は会議録を公開するときは、部会長は必要な条件を付することができる。

7 庶 務

部会に関する庶務は、保健医療局保健政策部において行う。

8 その他

会長は、部会の開催にあたって、必要に応じ、3 に掲げる者以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

附 則

この細則は、決定の日から施行する。

附 則

この細則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成１８年１２月１２日から施行する。

附 則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、令和５年７月１日から施行する。

令和7年度 血液製剤適正使用部会報告

1 部会の設置目的

血液製剤の適正使用について協議し、輸血療法の安全性の向上を図るため、東京都献血推進協議会の下部組織として設置

2 開催時期

令和7年10月21日（火曜日） 午後6時から午後7時まで（WEB開催）

3 出席委員（敬称略）

部会長	小竹 桃子	（保健医療局保健政策部長）
委員	田中 朝志	（東京医科大学八王子医療センター 臨床検査医学科教授）
	比留間 潔	（比留間医院院長）
	蓮沼 剛	（東京都医師会監事）
	相川 佳子	（東京科学大学病院輸血・細胞治療センター 副臨床検査技師長）
	原口 京子	（東京都立駒込病院輸血・細胞治療科医長）
	藤田 浩	（東京都立墨東病院 輸血科部長）
	牧野 茂義	（東京都赤十字血液センター所長）
	渡辺 大介	（保健医療局健康安全部薬事監視担当課長）

4 議事

（1）令和7年度血液製剤適正使用推進事業の進捗状況について

- ・ 東京都輸血療法研究会
- ・ 血液製剤適正使用アドバイス事業

（2）輸血状況調査について

- ・ 令和6年輸血状況調査の結果（報告）
- ・ 令和6年診療所輸血状況調査の結果（報告）
- ・ 令和7年輸血状況調査の実施（内容変更箇所の検討）

令和7年度血液製剤適正使用推進事業 実績

1 東京都輸血療法研究会

(1) 世話人会 令和7年7月8日(火曜日) WEB開催

第24回東京都輸血療法研究会の開催に向け、実施方法、テーマ、演者等を協議

(2) 第24回 東京都輸血療法研究会の開催

日 時 : 令和7年11月28日(金曜日)

場 所 : 都庁第一本庁舎 5階 大会議場

プログラム : 次ページのとおりに

[研究会参加者数の推移]

	第24回 令和7年度	第23回 令和6年度	第22回 令和5年度	第21回 令和4年度	第18回 令和1年度	第17回 平成30年度	第16回 平成29年度
医 師	6人	7人	4人	1人	9人	11人	17人
臨床検査技師	123人	100人	103人	105人	198人	252人	238人
看 護 師	14人	9人	4人	2人	30人	43人	26人
薬 剤 師	12人	8人	11人	6人	16人	12人	12人
事 務 等	11人	21人	16人	26人	28人	24人	39人
計	166人	145人	138人	140人	281人	342人	332人

※第19回～第20回は、コロナの影響により、動画による配信のみ実施。

2 血液製剤適正使用アドバイス事業

個々の医療機関における血液製剤適正使用への取組について、輸血学の専門家を派遣し、医療機関の状況に応じた助言や最新の知見提供等を行う。令和7年度は、訪問またはweb 会議方式の選択制により実施した。

・実績：8病院（応募21件より、新規病院、前回訪問から長期間経過している病院を優先として8病院を選定した。4病院は訪問、4病院はweb 会議方式にて実施した。）

3 輸血状況調査

都内の医療機関における血液製剤の使用状況を把握し、適正使用を推進するための資料とするため実施

(1) 令和6年輸血状況調査 結果の公表（概要：資料5）

対象医療機関：都内633病院、調査対象期間：令和6年1月～12月

調査データに基づき病床規模別の血液製剤使用量の平均値を算出。各病院の実績との対比表を作成し、自院の現状把握に役立てていただけるよう返送

(2) 令和6年診療所輸血状況調査 結果の公表（概要：資料6）

対象医療機関：都内372診療所、調査対象期間：令和6年1月～12月

平成28年、令和2年に続き、小規模医療機関の実態把握のため、血液製剤供給実績がある20床未満の医療機関を対象に実施。

(3) 令和7年輸血状況調査の実施

令和7年中に新規販売された製剤の追加や、名称変更した製剤名の修正および販売が終了した製剤の削除等、調査票を修正の上、調査を実施。

第 24 回

東京都輸血療法研究会

日時

2025年11月28日(金) 16:30~20:00

場所

東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場 (定員550名)



第 1 部

I 令和7年度 献血功労者 厚生労働大臣表彰・感謝状伝達式
東京都知事感謝状贈呈式

II 献血セミナー ～ 献血の現状と課題 ～

鹿野 千治 東京都赤十字血液センター

第 2 部 東京都輸血療法研究会

I 基調講演：輸血副反応 (TRALI/TACO) の最新知見と改訂第2版輸血有害事象対応ガイドライン

座長 澤村 佳宏 東京都赤十字血液センター

演者 岡崎 仁 日本赤十字社 中央血液研究所

II 輸血療法Q&A

座長 正本 庸介 東京大学医学部附属病院 輸血部

小林 博人 東京女子医科大学 輸血・細胞プロセッシング科

① 大量出血症例に対する血液製剤の適正な使用のガイドライン(第2版)について

演者 佐藤 智彦 東京慈恵会医科大学附属病院 輸血・細胞治療部

② 危機的出血への対応ガイドライン改訂版について

演者 香取 信之 東京慈恵会医科大学 麻酔科学講座

III 輸血療法シンポジウム ～輸血療法の医療連携～

座長 牧野 茂義 東京都赤十字血液センター

水村 真也 虎の門病院 輸血・細胞治療部

オーバービュー

藤田 浩 東京都立墨東病院 輸血科

① 島嶼における病院前輸血-検査科の取り組み-

一ノ瀬 夏子 東京都立広尾病院 輸血科

② 母体救急における病院外輸血

山下 智幸 日本赤十字社医療センター 救命救急センター・救急科

③ 同一法人病院間の血液製剤有効利用について

遠藤 彩子 東京都立多摩総合医療センター 検査科

④ 在宅輸血における医療連携

大島 久美 聖マリアンナ医科大学病院 輸血・細胞治療センター

ディスカッション(総合討論)

主催 東京都

共催 東京都赤十字血液センター

後援 東京都医師会
日本輸血・細胞治療学会
東京都薬剤師会
東京都看護協会
東京都臨床検査技師会

日本医師会生涯教育制度
【合計単位2.0単位(カリキュラムコード7(0.5単位),0(0.5単位),
カリキュラムコード12(1.0単位)】

日本輸血・細胞治療学会認定医制度
認定輸血検査技師制度

学会認定・臨床輸血看護師制度
資格審査用証明書発行

お問合せ

東京都 保健医療局 保健政策部 疾病対策課
東京都赤十字血液センター 学術情報・供給課

TEL : 03-5320-4506
TEL : 03-5272-3519

1 調査対象・回答率

(1) 目的

都内の医療機関における血液製剤の使用状況等を調査し、適切な血液製剤使用の推進をしていくための資料とする。

(2) 対象

都内にある病床数20床以上の医療機関：633箇所、令和6年1月～12月を調査対象期間とし、郵送にて実施。回収方法は、郵便、電子メールのいずれかとした。

※令和5年調査より、精神科・神経科・心療内科単科医療機関も対象とした。

(3) 結果

518機関（回答率81.8%）（前年：635機関中548機関 同86.3%）から回答が得られ、うち一般病床100床以上の機関は196機関（同91.2%）であった。

得られた回答は「令和6年輸血状況調査集計結果（概要）」としてまとめるとともに、100床以上の196機関の回答を元に「評価指標」を作成した。

(4) 報告

「令和6年輸血状況調査集計結果（概要）」「評価指標」を都ホームページにて掲載するとともに回答のあった全医療機関に送付する。また、100床以上の196機関については、「令和6年血液製剤適正使用推進に向けた評価指標について」（個票）を作成し送付する。

2 集計結果の概要（項目別）

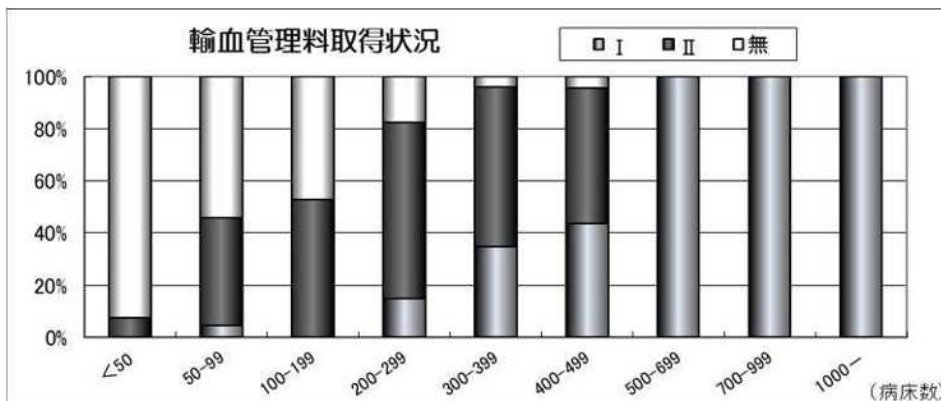
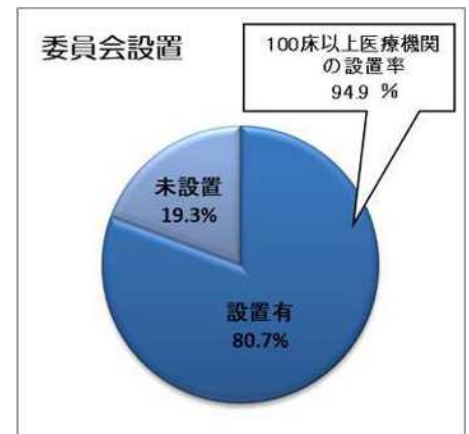
(1) 輸血療法委員会の設置状況

委員会を設置している医療機関は、418機関（80.7%）であった。
（前年429機関 78.3%）

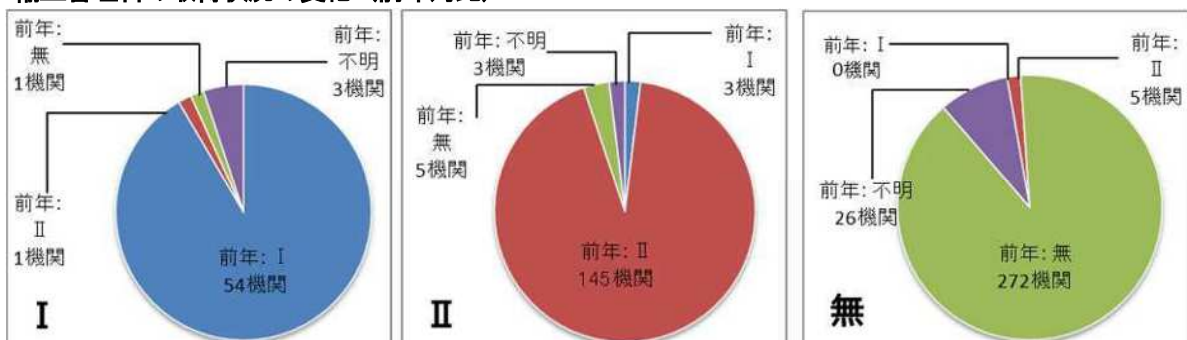
一般病床100床以上の196機関でみると、委員会設置は186機関（94.9%）であった。（前年193機関 96.0%）

(2) 輸血管理料（Ⅰ・Ⅱ）の取得状況

取得機関は215機関（41.5%）で、内訳はⅠ：59機関、Ⅱ：156機関であった。（前年219機関 40.0% Ⅰ：62機関、Ⅱ：157機関）



輸血管理料の取得状況の変化（前年対比）



(3) 院内採血の状況

院内採血はなく、前年と同様である。

(4) 輸血用血液製剤の使用状況

ア 赤血球製剤の使用量は 654,551U で、前年 683,713U より減少した。

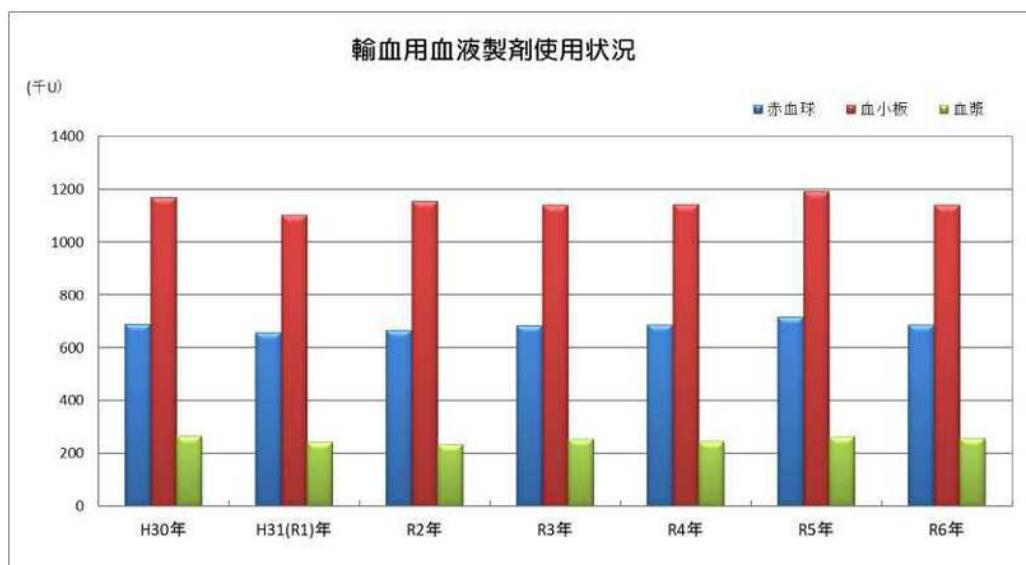
イ 血小板製剤の使用量は 1,140,401U で、前年 1,190,100U より減少した。

ウ 血漿製剤の使用量は 256,744U で、前年 261,683U とほぼ横ばいである。

エ 全血製剤（日赤製）の使用はなく、前年と同様である。

オ 白血球濃厚液の使用は 5 機関あり、使用対象は顆粒球輸血（5 人）、ドナーリンパ球輸注（21 人）であった。

カ 同種クリオプレシピテート作製本数は、新鮮凍結血漿（FFP）LR240 から 16 本（2 機関）、LR480 から 1,174 本（11 機関）であった。



(5) GVHD予防のための放射線照射血液の使用状況

輸血用血液製剤使用病院 390 機関中の全てが照射血を使用しており、前年の 100%と同様である。

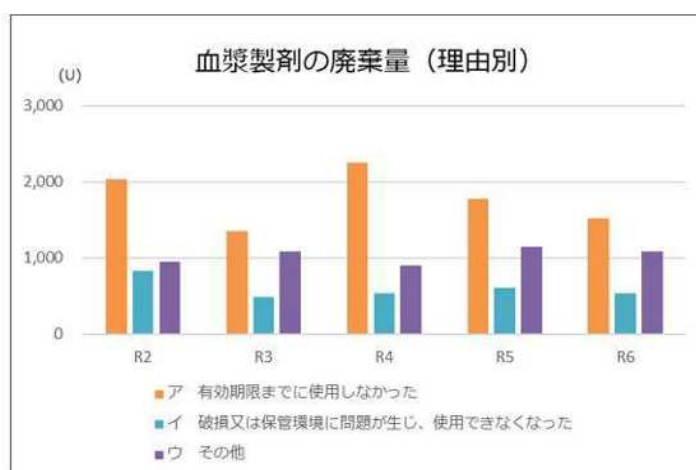
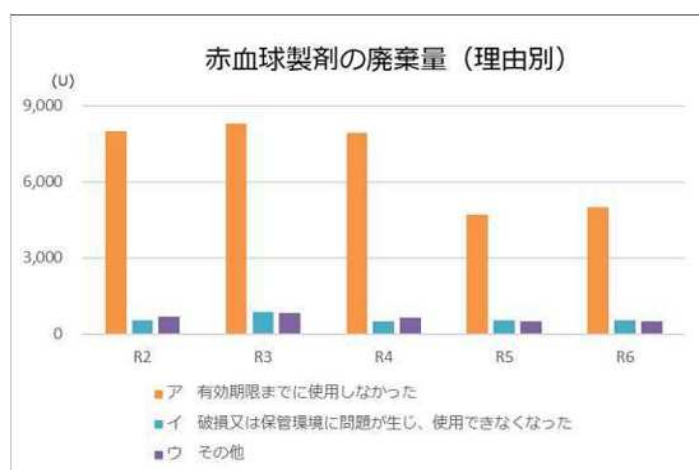
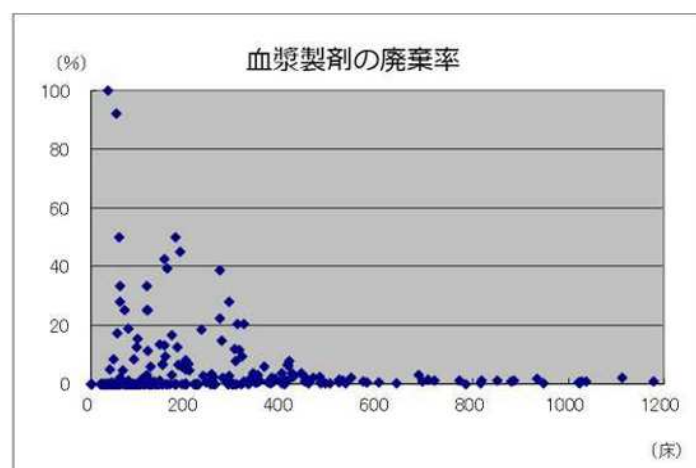
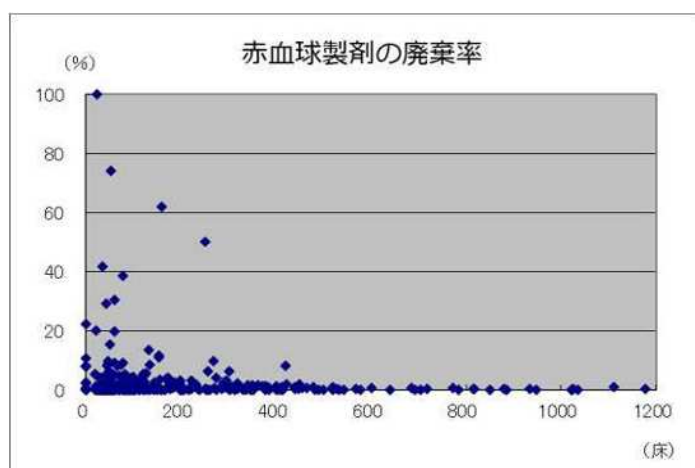
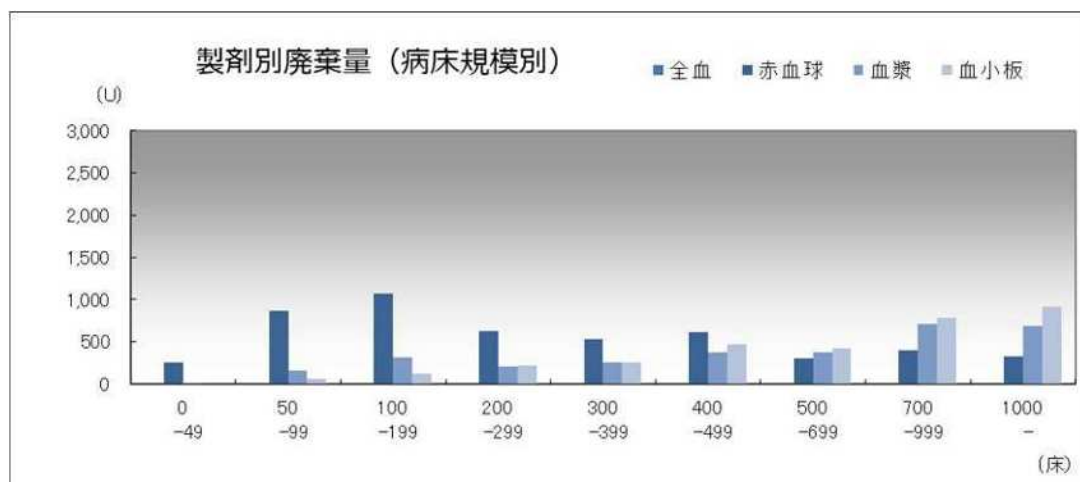
(6) 製剤別購入・廃棄量の状況

ア 全血製剤は、前年と同様、購入・廃棄ともなかった。

イ 赤血球製剤の廃棄率は 0.8% (5,001U) で、前年 0.8% (5,734.5U) と横ばいである。

ウ 血小板製剤の廃棄率は 0.3% (3,262U) で、前年 0.3% (3,222U) と横ばいである。

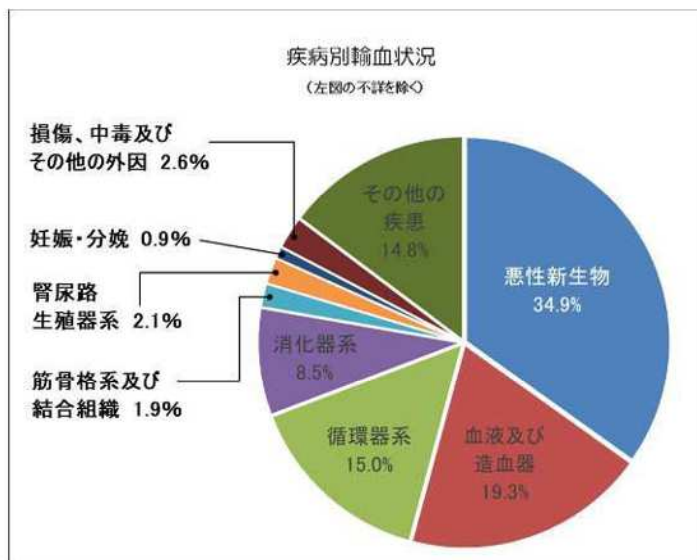
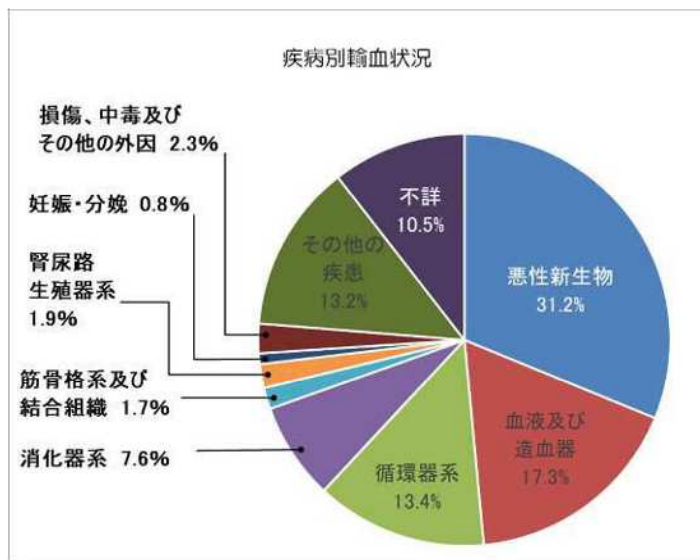
エ 血漿製剤の廃棄率は 1.2% (3,135U) で、前年 1.3% (3,529U) より減少した。



(7) 疾病別及び年代別輸血状況

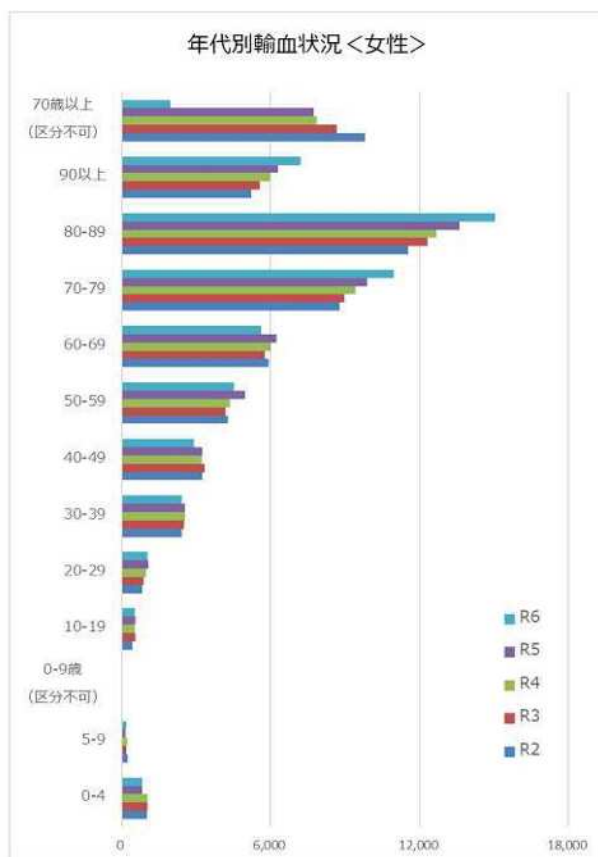
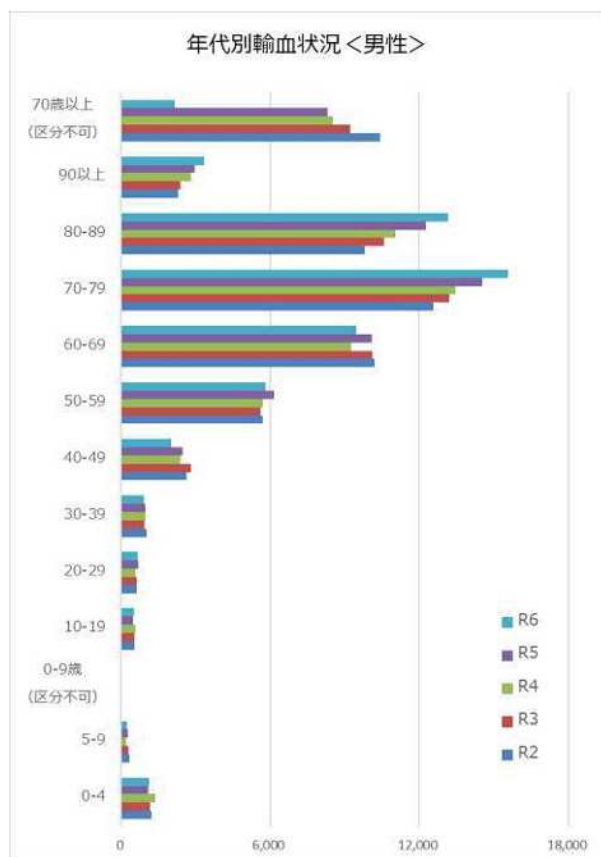
・疾病別では、悪性新生物の治療に全体の34.9%が使用されており、前年（33.2%）とほぼ同様である。

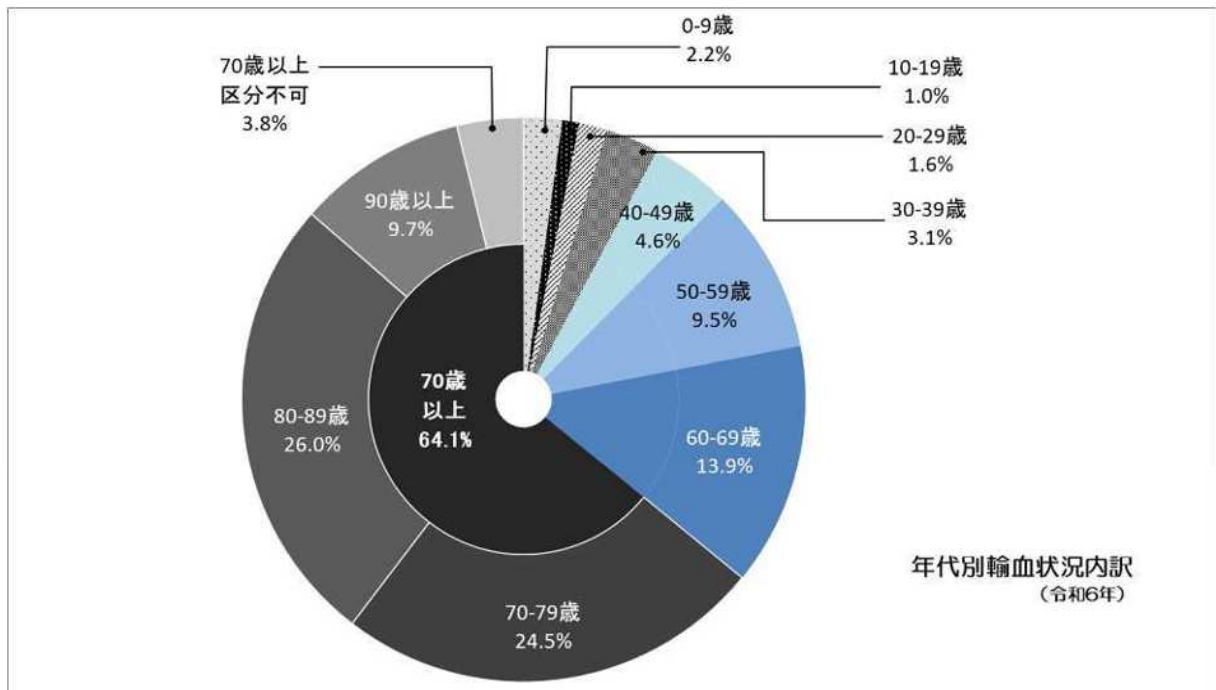
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。



・年代別では、50歳以上の患者への使用が全体人数の87.6%、60歳以上 78.0%、70歳以上 64.1%で、いずれの区分でも前年（50歳以上 87.7%、60歳以上 78.2%、70歳以上 64.3%）とほぼ同様である。

※同一人について:30日間の複数回使用は1人としてカウント。70歳以上で10歳ごとに区分できない年代については「区分不可」として合計値で表記。





※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

(8) 自己血輸血の状況

自己血の使用量(輸血量)は32,458.3Uで、前年(33,248.0U)より減少した。



(9) 血漿分画製剤の使用状況

血漿分画製剤（組織接着剤を含まない。）の使用量は 464,001 本で、前年（483,365 本）より減少した。グロブリン製剤全体（特殊グロブリンを除く。）の使用量における国内献血由来使用率の割合は 75.7%（590,730.0 g）で、前年 86.3%（652,379.5 g）より国内自給率は減少した。

グロブリン製剤（静注用）の使用量における国内献血由来製剤の割合は 84.0%（590,729.5g）で、前年 94.4%（652,379.0g）より国内自給率は減少した。

また、アルブミン製剤（加熱人血漿蛋白を含む。）の使用量における国内献血由来製剤の割合は、74.9%（1,970,637.8g）で、前年 76.0%（2,146,409.3g）より国内自給率は減少した。



※平成 30 年から「静注用 規格 20 g」（国内外由来あり）を追加、令和元年（平成 31 年）から「皮下注用 規格 1 g・2 g・4 g」（全て国外由来）を追加。
※令和 5 年から国内献血由来使用率の算出方法を、使用本数による算出から使用量による算出に変更した。



※機能代替製剤、複合体製剤は除く。1 単位=250IU

令和6年 診療所における輸血状況調査 集計結果

資料 6

対象施設数	回答数		合計	回答率
	実績有	実績無		
372	314	16	330	88.7%
	84.4%	4.3%		

主な機能						合計
内科	外科	産科	人工透析	訪問診療	その他	
98	19	20	141	98	25	401
29.7%	5.8%	6.1%	42.7%	29.7%	7.6%	

※複数回答有

I 輸血用血液製剤使用状況

区 分	施設数	使用回数
赤血球	311	7,972
血小板	48	1,930
血漿	16	76
全血	0	0
グロブリン製剤	8	182
たん白製剤	22	856
血液凝固因子製剤	1	6
(再掲) フィブリノゲン	1	6
人ハプトグロビン	0	0
組織接着剤	1	1
その他	0	0
合計回数	407	11,023

II 疾病別輸血状況

疾 病 名	実人数	悪性新生物の内訳(再掲)	実人数
悪性新生物 (白血病を含む)	751	胃	66
血液及び造血器	602	結腸及び直腸	50
循環器系	43	肝及び肝内胆管	26
消化器系	168	気管、気管支及び肺	23
筋骨格系及び結合組織	240	乳房	27
腎尿路生殖器系 (透析患者含む)	393	子宮	65
妊娠・分娩	78	悪性リンパ腫	29
損傷、中毒及びその他の外因	10	白血病	194
その他の疾患	200	その他	152
不詳	200	不詳	119
合計人数	2,685	合計人数	751

III 年代別及び男女別輸血状況(実人数)

0～4歳、5～9歳の分類ができない場合

年代／性別	0～4歳	5～9歳	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳
男	0	1	0	5	1	8
女	1	3	0	2	11	68
年代／性別	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上
男	22	77	158	374	436	150
女	26	69	85	246	448	216
合計人数						
男	1,232					
女	1,175					

IV 入院・外来・訪問別輸血状況

輸血対象	施設数	実施回数	構成比
入院	57	3,159	31.7%
外来	159	2,375	23.8%
訪問診療	112	4,433	44.5%
合計回数	328	9,967	

※複数回答有

【調査概要】

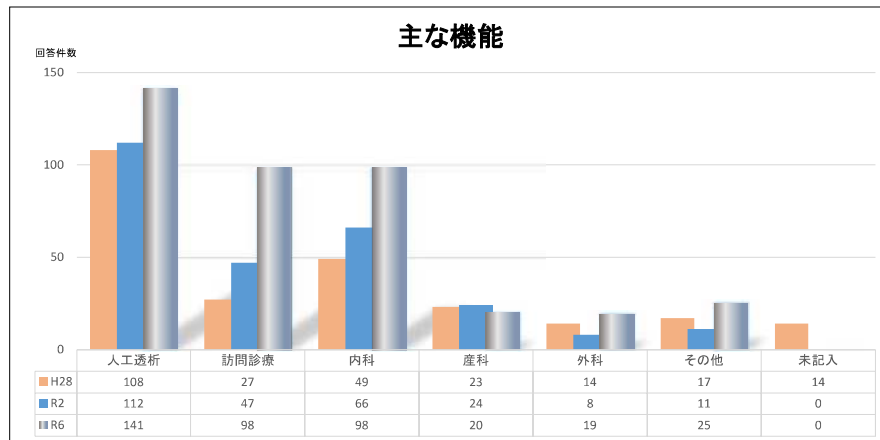
- 調査対象 令和6年1月1日から同年12月31日までに血液製剤の供給実績があった、都内の診療所
- 対象期間 令和6年1月1日から同年12月31日までの1年間
- 調査方法 令和7年1月31日に別紙「調査票」を各医療機関管理者宛てに郵送
- 回答方法 郵送、メール、電子回答

令和6年 診療所における輸血状況調査 集計結果（推移）

1 対象施設・回答数

	平成28年	令和2年	令和6年	前回は100とする 指数
対象施設数（診療所）	293	304	372	122.4
回答数（診療所）	211	229	330	144.1
	72.0%	75.3%	88.7%	
輸血実績数（診療所）	198	217	314	144.7
	67.6%	71.4%	84.4%	

2 診療所の主な機能



※複数回答有。H24未調査

3 輸血用血液製剤使用状況

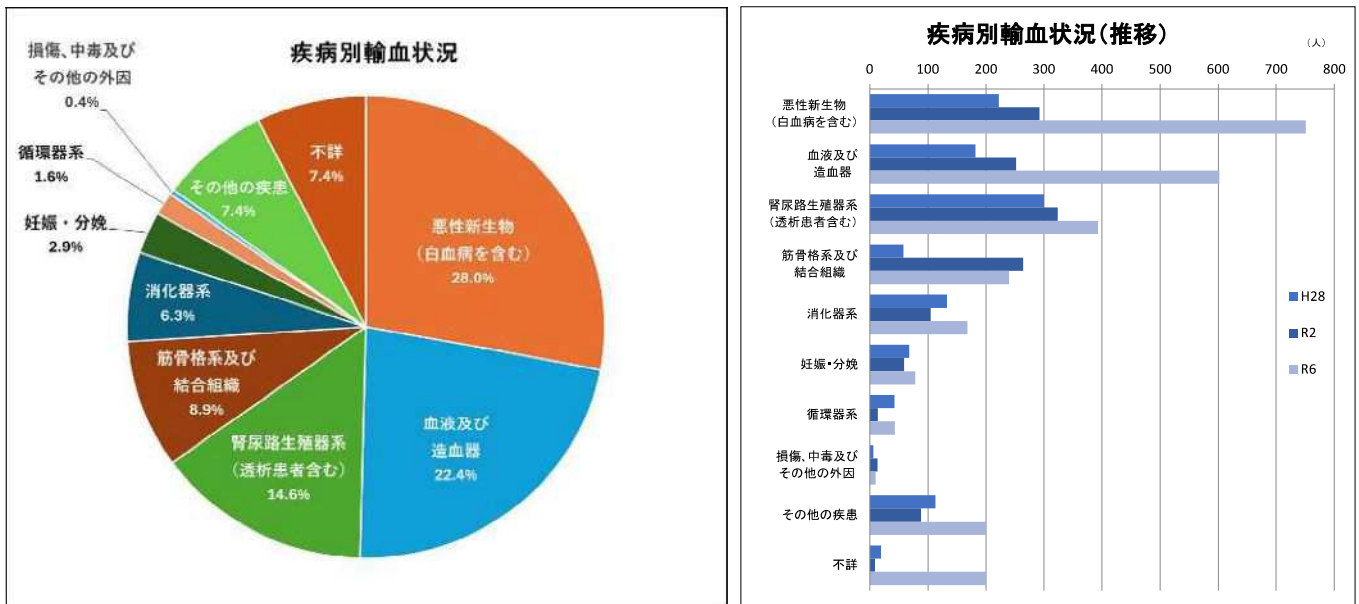
- (1)赤血球、血小板の使用回数が大幅に増加した。
(2)全血の使用はなかった。

区 分	H28		R2		R6		前回は100とする 指数	
	施設数	使用回数	施設数	使用回数	施設数	使用回数	施設数	使用回数
赤 血 球	189	3,109	212	5,404	311	7,972	146.7	147.5
血 小 板	19	205	24	1,125	48	1,930	200.0	171.6
血 漿	19	147	20	84	16	76	80.0	90.5
全 血	0	0	0	0	0	0	—	—
グロブリン製剤	20	407	14	167	8	182	57.1	109.0
たん白製剤	28	1,181	22	993	22	856	100.0	86.2
血液凝固因子製剤	3	10	3	3	1	6	33.3	200.0
（再掲） フィブリノゲン	0	0	0	0	1	6	—	—
人ハプトグロビン	0	0	0	0	0	0	—	—
トロンビン（人由来）	2	6	1	16	—	—	—	—
組織接着剤	1	1	1	106	1	1	100.0	0.9
その他	0	0	0	0	0	0	—	—
合計回数	281	5,066	297	7,898	407	11,023	137.0	139.6

※トロンビン（人由来）はH28に供給終了。

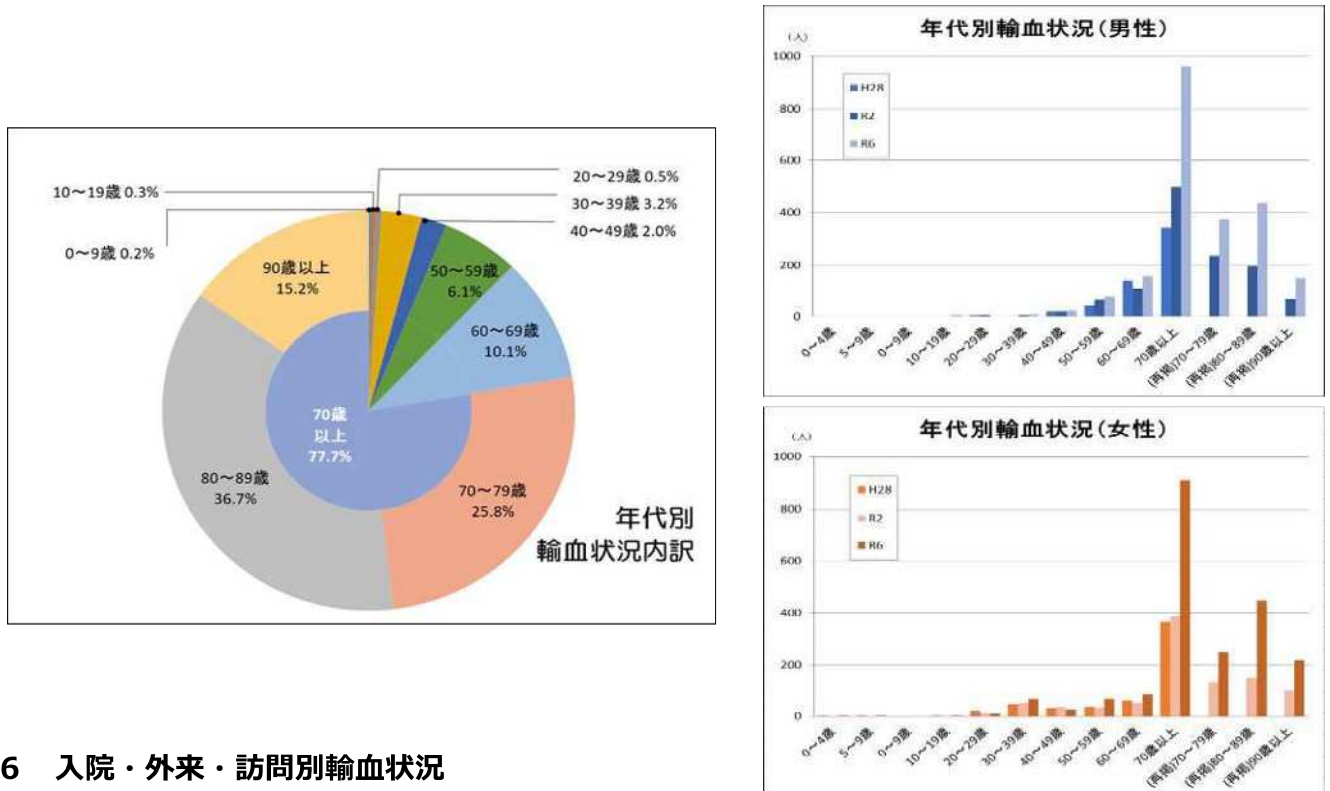
4 疾病別輸血状況

疾病別では悪性新生物の治療に約3割が使用されており、前回調査(約2割)より増加している。



5 年代別及び男女別輸血状況 (実人数)

男女ともに70歳以上への使用が全体の約8割を占めており、前回調査(約7割)より増加している。



6 入院・外来・訪問別輸血状況

前回調査より訪問診療での輸血実施が施設数、実施回数ともに増加している。

輸血対象	H28			R2			R6		
	施設数	実施回数	構成比	施設数	実施回数	構成比	施設数	実施回数	構成比
入院	51	1,860	45.6%	40	551	14.7%	57	3,159	31.7%
外来	137	1,699	41.7%	125	1,436	38.3%	159	2,375	23.8%
訪問診療	26	518	12.7%	51	1,764	47.0%	112	4,433	44.5%
合計回数	214	4,077	—	216	3,751	—	328	9,967	—

※複数回答有。

※いずれの設問も、輸血実績があるが未回答の施設有。

献血の現状と課題

東京都赤十字血液センター

鹿野 千治



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

令和 8 年 3 月 4 日 (水)

令和 7 年度 東京都献血推進協議会



血液製剤の流れ



令和6年度 供給・採血状況

医療機関

(供給本数 合計) 計 63万本



赤血球製剤
39万本



血漿製剤
12万本



血小板製剤
12万本

製薬メーカー

(原料血漿送付量)

14.6万リットル

JB 日本血液製剤協会の略称

kmb

京畿府内企業連合会

武田薬品工業株式会社

事業所・学校、献血ルーム等



(献血により受入れた献血者数) 計 59万人

36万人
400mL献血

21万人
成分献血

2万人
200mL献血

【献血できる場所】 献血バス 3,154稼働／献血ルーム 13か所

輸血用血液製剤



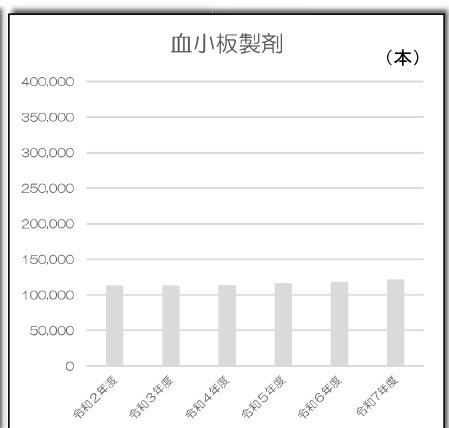
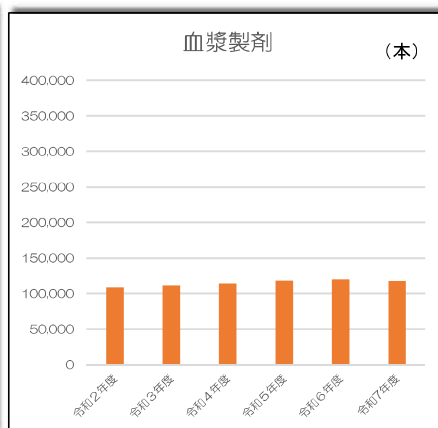
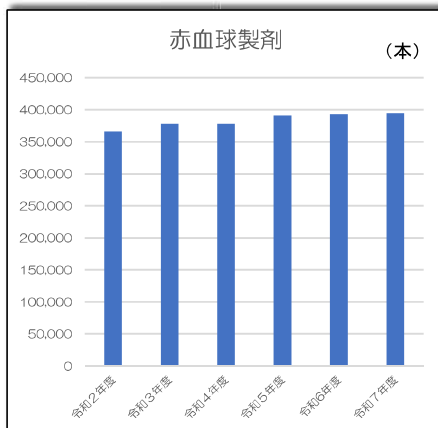
血液センター

(血液の検査・製造・供給)

原料血漿

3

供給実績推移 (令和2年度から令和7年度)



(本)

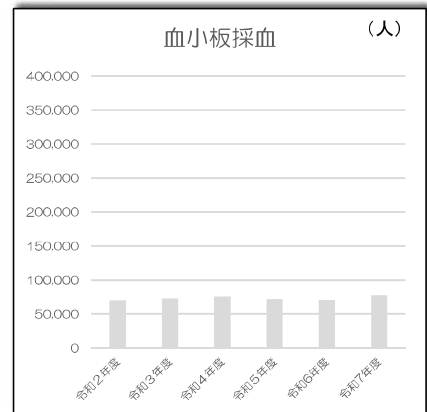
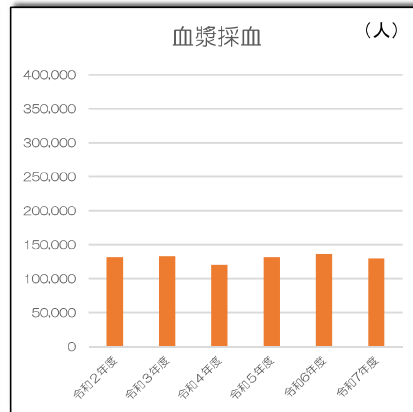
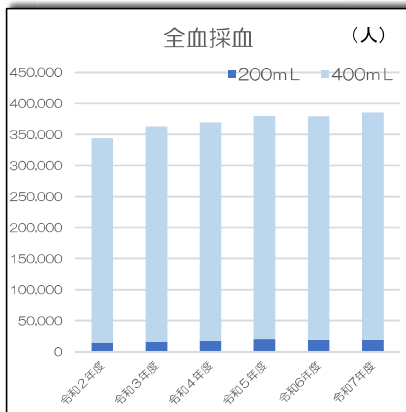
年度	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	合計
令和2年度	366,090 (6)	108,902	113,157	588,149
令和3年度	378,268 (0)	111,573	113,070	602,911
令和4年度	378,322 (0)	113,945	113,886	606,153
令和5年度	390,967 (0)	118,020	116,475	625,462
令和6年度	392,588 (0)	120,005	117,903	630,496
令和7年度	394,037 (0)	117,559	121,832	633,428

※ 赤血球製剤 () 内の数値については、全血製剤の本数

※ 令和7年度については、令和8年1月までの実績と2・3月の計画数を反映させていること

4

採血実績推移（令和2年度から令和7年度）



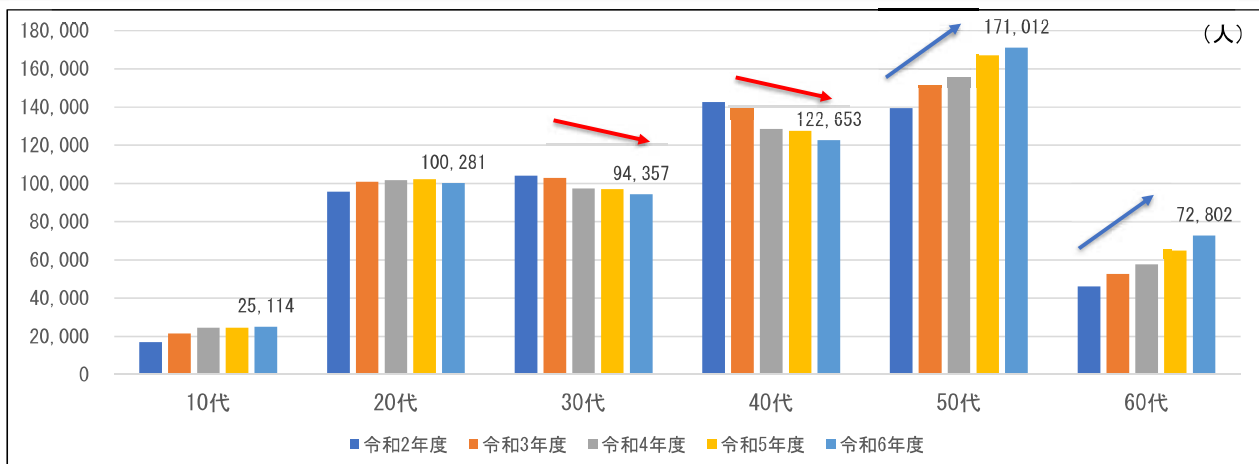
(人)

年度	200mL	400m L	血漿 (PPP)	血小板 (PC)	合計
令和2年度	14,482	329,479	131,290	69,938	545,189
令和3年度	16,210	346,409	133,133	72,506	568,258
令和4年度	17,201	352,120	120,199	75,885	565,405
令和5年度	20,973	359,179	131,244	71,658	583,054
令和6年度	19,419	360,022	136,253	70,525	586,219
令和7年度	18,878	366,435	129,599	77,531	592,443

※ 令和7年度については、令和8年1月までの実績と2・3月の計画数を反映させていること

5

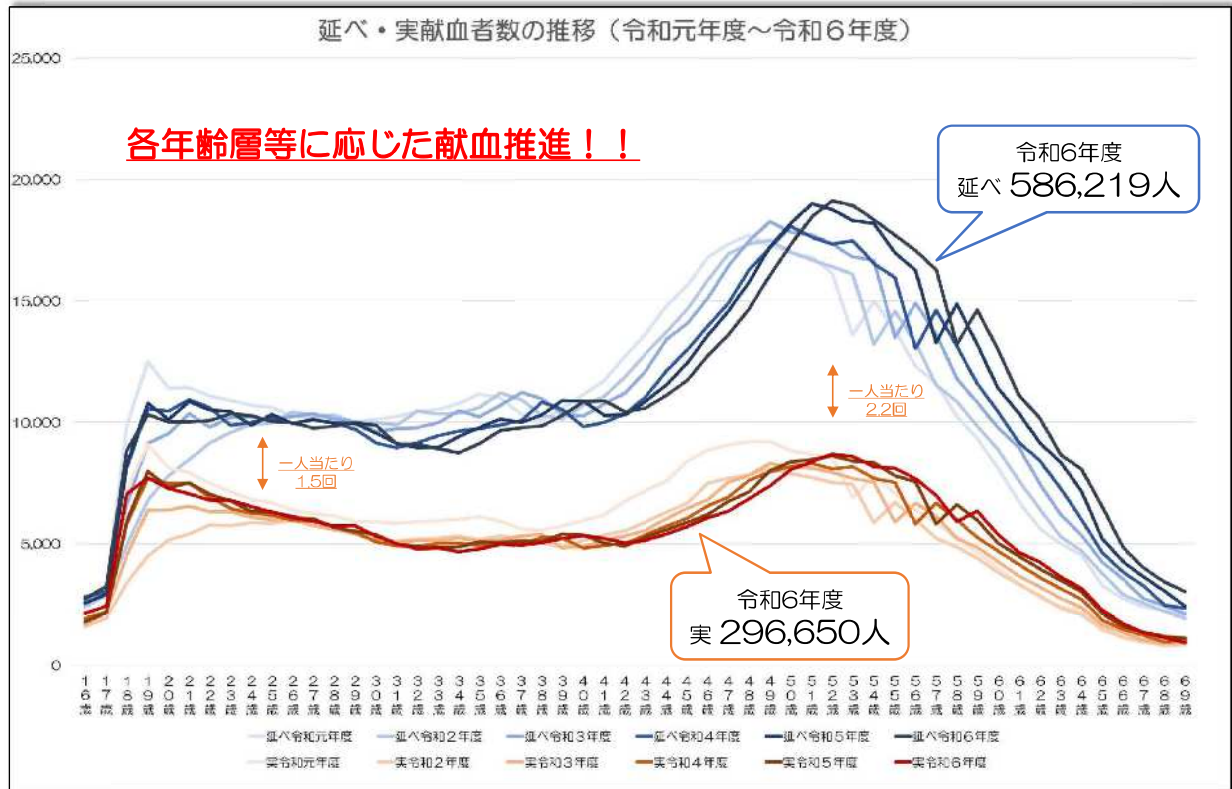
年代別・延べ献血者数推移（令和2年度から令和6年度）



年代	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度比	昨年度比
10代	16,947	21,481	24,493	24,450	25,114	8,167	664
20代	95,864	100,955	101,793	102,070	100,281	4,417	-1,789
30代	104,149	102,981	97,359	97,080	94,357	-9,792	-2,723
40代	142,513	139,139	128,651	127,485	122,653	-19,860	-4,832
50代	139,474	150,966	155,364	167,042	171,012	31,538	3,970
60代	46,242	52,736	57,745	64,927	72,802	26,560	7,875
年度計	545,189	568,258	565,405	583,054	586,219	41,030	3,165

6

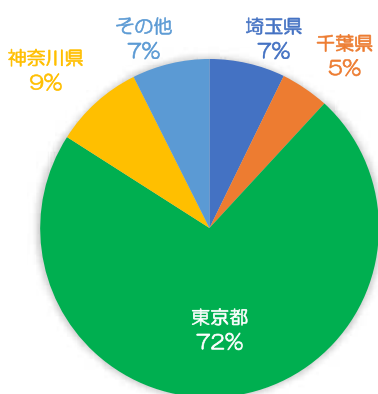
実・延べ献血者数推移（令和元年度から令和6年度）



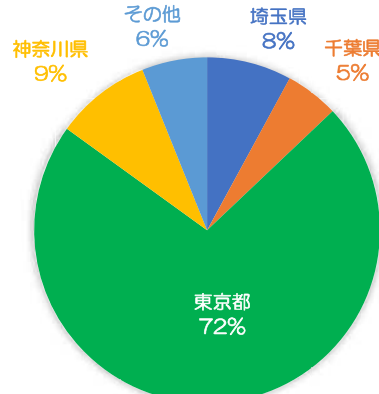
7

東京都内献血施設における居住地別献血者状況

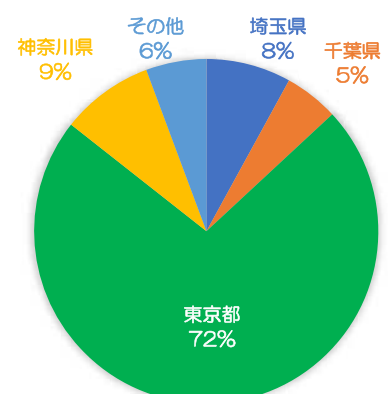
令和2年度（2020年度）
【新型コロナウイルス感染症時期】



令和5年度（2023年度）
【コロナ2類から5類へ変更】



令和6年度（2024年度）
【前年度比較】



	(人/%)	
埼玉県	39,465	7.23%
千葉県	25,063	4.60%
東京都	393,627	72.20%
神奈川県	46,702	8.57%
その他	40,332	7.40%
合計	545,189	100.00%

	(人/%)	
埼玉県	46,277	7.94%
千葉県	29,174	5.00%
東京都	419,900	72.02%
神奈川県	52,163	8.94%
その他	35,540	6.10%
合計	583,054	100.00%

	(人/%)	
埼玉県	46,828	7.99%
千葉県	29,866	5.09%
東京都	425,299	72.55%
神奈川県	51,105	8.72%
その他	33,121	5.65%
合計	586,219	100.00%

8

移動採血域区分別献血者状況（東京都）

令和2年度（2020年度）
移動採血 域区分別献血者数
(人/%)

域区分	献血者数	構成比
職域	46,669	34.9%
地域	51,098	38.2%
街頭	20,134	15.1%
学域	6,201	4.6%
その他	9,581	7.2%
総計	133,683	100.0%

令和3年度（2021年度）
移動採血 域区分別献血者数
(人/%)

域区分	献血者数	構成比
職域	47,359	38.2%
地域	48,322	38.9%
街頭	21,174	17.1%
学域	1,326	1.1%
その他	5,814	4.7%
総計	123,995	100.0%

令和4年度（2022年度）
移動採血 域区分別献血者数
(人/%)

域区分	献血者数	構成比
職域	53,601	40.5%
地域	45,467	34.3%
街頭	14,145	10.7%
学域	13,663	10.3%
その他	5,628	4.2%
総計	132,504	100.0%

令和5年度（2023年度）
移動採血 域区分別献血者数
(人/%)

域区分	献血者数	構成比
職域	58,359	42.6%
地域	43,845	32.0%
街頭	13,207	9.6%
学域	16,925	12.3%
その他	4,754	3.5%
総計	137,090	100.0%

8,610人増加

令和6年度（2024年度）
移動採血 域区分別献血者数
(人/%)

域区分	献血者数	構成比
職域	61,858	42.5%
地域	42,483	29.1%
街頭	18,374	12.6%
学域	17,603	12.1%
その他	5,382	3.7%
総計	145,700	100.0%



献血バス

9

献血セミナー状況

献血セミナー実施回数及び参加者数

(回数/人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	8 (0)	42 (12)	50 (13)	62 (8)	48 (0)	52 (1)
参加者数	535	6,228	5,698	8,323	4,301	5,991

※ () 内については、Web開催件数 ※ 令和7年度については、令和8年1月までの実績と2・3月の計画を反映させていること

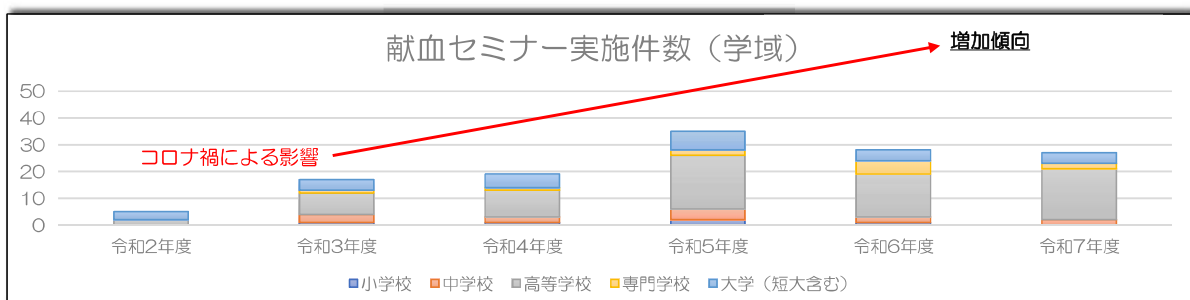
献血セミナー実施回数（学域）

(回数)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	0	1	1	2	1	0
中学校	0	3	2	4	2	2
高等学校	2	8	10	20	16	19
専門学校	0	1	2	2	5	2
大学（短大含む）	3	4	5	7	4	4
合計	5	17	20	35	28	27



献血セミナー状況（高校等）



Web会員サービス「ラブラッド」の活用

【アプリ版献血カード】



【事前Web問診回答機能】



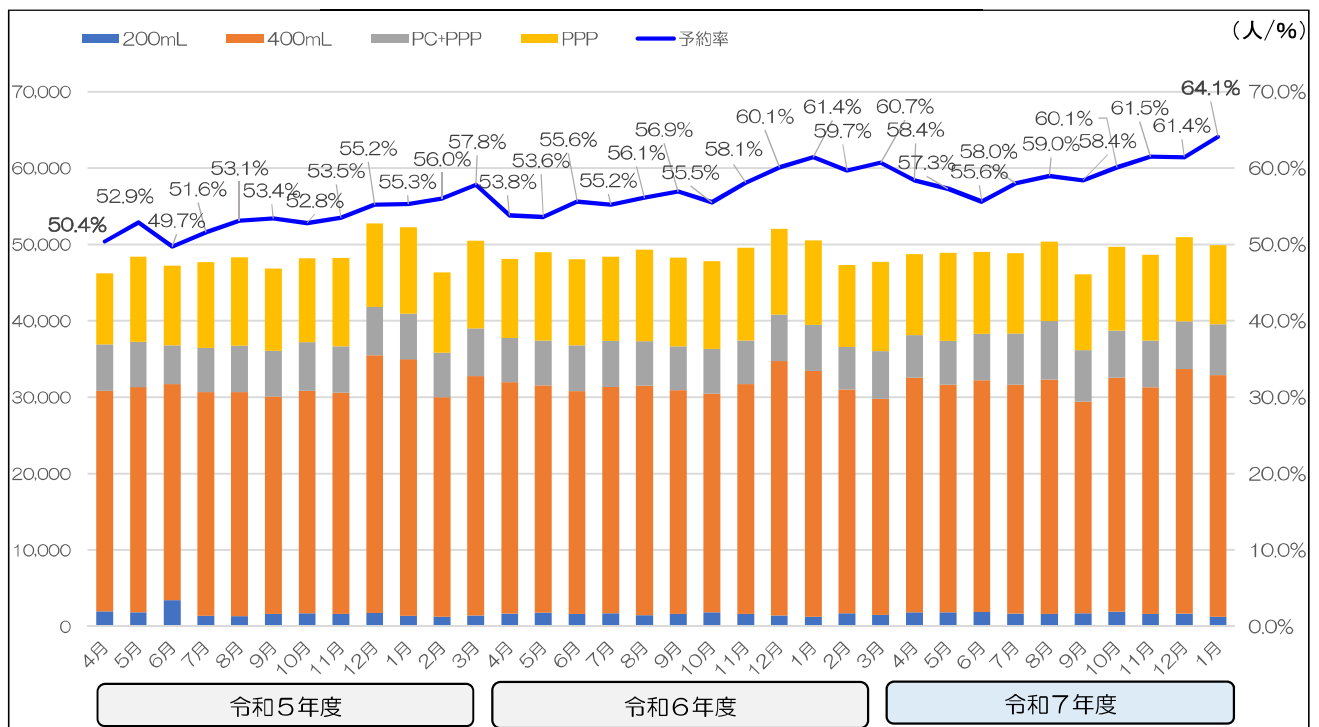
【プレ会員】



令和4年（2022年）9月にラブラッドアプリを導入し、「アプリ版献血カード」や「事前Web問診回答機能」の導入、「プレ会員」の登録等を開始しました。

また、事前予約を推進し必要血液量を計画的かつ安定的な確保の強化。11

献血者数及び予約状況推移



※ 令和8年1月末時点ラブラッド会員数 718,696名（昨年度同月比+50,974名）

※ 令和7年度、ラブラッド新規会員獲得目標数 52,272人

Web会員サービス「ラブラッド」の活用

日本赤十字社 東京都赤十字血液センター
Japanese Red Cross Society

R8.1.5 ～ 献血カードから、 ラブラッドアプリへ 移行します。

※デジタルデバイス

さあ行こう、次の時代へ。

13

血漿分画製剤用原料血漿の必要量推移（全国）



～血漿分画製剤がつくられる流れ～

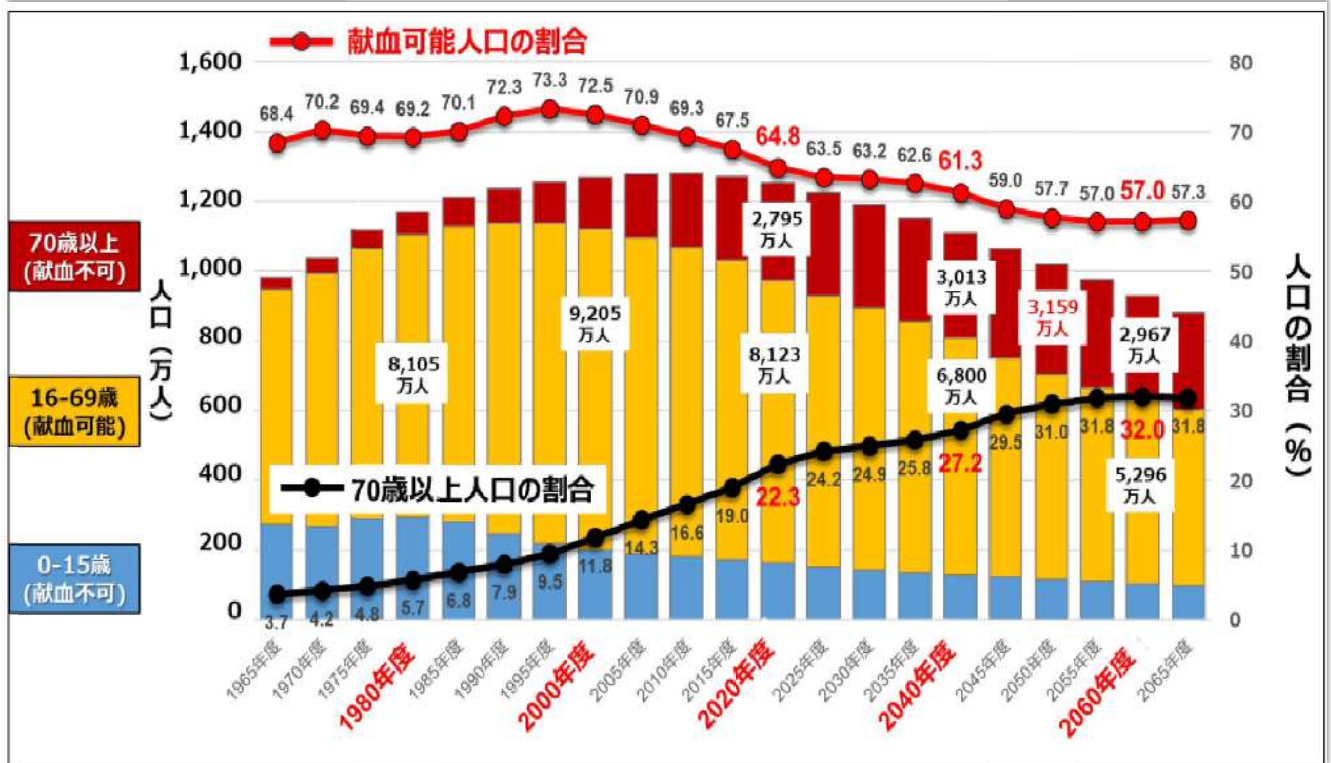


血漿分画製剤のご紹介

免疫グロブリン製剤 慢性炎症性脱髄性多発性神経炎 (CIDP) などの神経疾患、重症筋無力症、多発性筋炎、川崎病などの免疫疾患に使用されます。	アルブミン製剤 循環血液量減少性ショック、腹水を伴う肝硬変、凝固因子の補充を必要としない血漿交換療法などに使用されます。	血液凝固因子製剤 血友病の治療等、出血が止まりにくい状態の患者さんに使用されます。
---	--	---

14

血液事業を取り巻く社会課題



献血可能人口の推移

令和5年12月12日 経団連幹事会講演会資料の一部抜粋

15

今後の課題への取り組み

経済財政運営と改革の基本方針2025について

令和7年6月13日
閣議決定



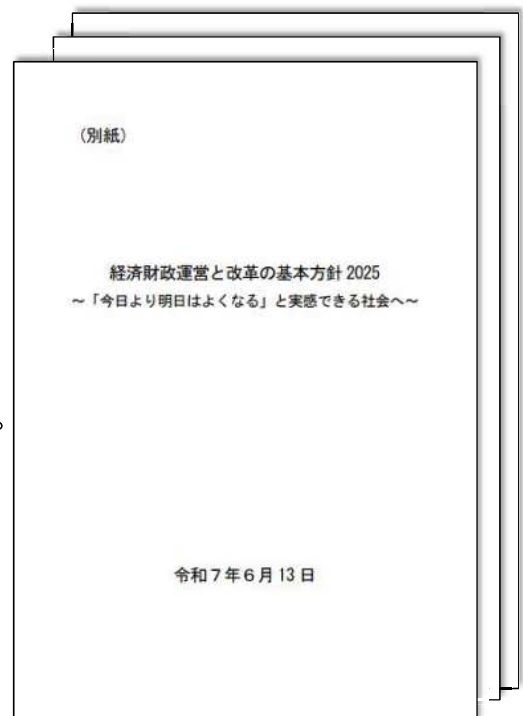
経済財政運営と改革の基本方針2025を別紙のとおり定める。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(創薬力の強化とイノベーションの推進) P. 43

小中学生から献血に対する理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定確保、適正使用を推進する。



16

今後の課題への取り組み

○ 関係者との連携強化

- ・ 行政、医療機関、献血協力団体を始めとする関係者との相互理解を深め、事業を進める。

○ 企業等の団体献血への再構築

- ・ 企業献血の意義と重要性を再認識いただくためのアプローチ
- ・ 企業等の勤務スタイルに適応した献血推進
- ・ 地域に根差した献血推進

○ 将来の献血基盤の確立に向けた各年齢層等への献血推進

- ・ 若年層献血者の協力強化を含め、年代別の特性に合わせた献血推進
- ・ 初回献血者へのアプローチ
- ・ 小・中・高等学校等での献血セミナーの増加
- ・ 献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を促進
- ・ 「ラブラッド」を活用した献血予約の推進

17

新たに都内献血ルーム開設



NEW BLOOD DONATION ROOM

新宿南口献血ルーム

【ベッド数】

全血：6ベッド 成分：14ベッド

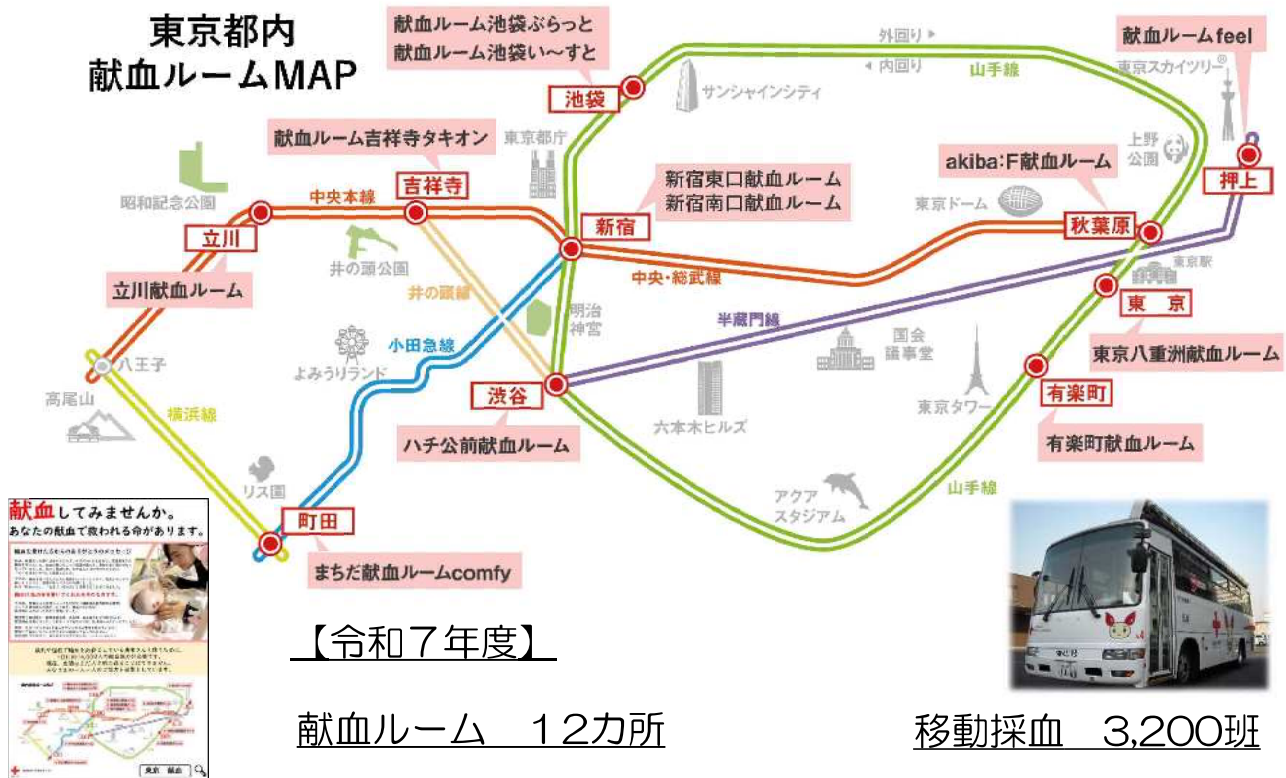
開所日：2026年1月30日（金）

所在地：〒151-0053 渋谷区代々木2-9-2 久保ビル2階

受付時間：成分献血 9時30分～17時、全血献血 9時30分～18時30分

18

東京都内献血ルーム及び移動採血



19

ご清聴ありがとうございました。



令和 7 年度東京都の献血者確保対策

血液法に基づき、献血について都民の理解を深めること、日赤による献血受け入れが円滑に実施されるよう支援することを目的に、以下のとおり実施した。

1 若年層への働きかけ

(1) SNS 広告の実施

若年層をターゲットとした広告用の動画を作成し、以下のとおりに SNS 広告を実施。

① 広告実施媒体：LINE、YouTube

② 実施期間：令和 8 年 1 月 7 日（水）～2 月 28 日（土）

③ 実施結果：表示回数 4,428,355 回

クリック数 70,165 回（目標数：60,000 回）

※いずれも令和 8 年 2 月 15 日時点

【動画 URL】気持ちをアゲよう！行こっか！献血（東京動画）

<https://tokyodouga.metro.tokyo.lg.jp/k0mzcg5xude.html>

(2) インフルエンサーを活用した普及啓発の実施

インフルエンサー 3 名を活用した普及啓発を実施 ※

※ インフルエンサーマーケティング支援事業（事業所管局：東京都政策企画局戦略広報部）

インフルエンサー自身が、都内献血ルームで初めての献血をし、その体験を通じて感じたことなどを投稿。

① 投稿媒体：Instagram

② 投稿時期：令和 7 年 10 月下旬

③ 動画の合計再生回数：約 456 万回 ※令和 8 年 2 月 15 日時点

【動画 URL】

・荒井陸：<https://www.instagram.com/p/DQYrttcE35y/>

・雪見みと：（前編）<https://www.instagram.com/reel/DQY5aJtkzrp/?igsh=dG82Z3Zpb2pqYzhu>
（後編）<https://www.instagram.com/reel/DQbeAEQEw1l/>

・HIROKI.：<https://www.instagram.com/reel/DQY5UruAYxh/?igsh=MXRrZmhkanRyd3FhMQ==>

(3) 知事会見にて献血呼びかけの実施

令和 7 年 12 月 26 日（金）の知事会見にて、東京都知事より、若年層に向けて献血の呼びかけを実施。

(4) 日本赤十字社東京都支部が実施する広報費への補助

はたちの献血キャンペーンに合わせたプロモーション実施経費等の補助

(5) 学校を通じた普及啓発

- ①都立学校長会において、献血セミナーの実施について協力依頼
- ②献血セミナー・学校献血への協力依頼文書を、都内全高校、専門学校、短大、大学に送付

2 献血キャンペーン

特に献血者が減少する季節にあわせ、献血者確保のためのキャンペーンを展開

(1) 「愛の血液助け合い運動」(7月：全国展開)の実施

- ①ポスター作成・掲出
 - ・都内全高校、専門学校、短大、大学、美術館等施設、各区市町村へ掲出依頼
 - ・電車で吊り広告(都営地下鉄全線)を掲出(7月中旬の7日間実施)
- ②都広報誌、保健医療局広報誌(WEB)、都ホームページへの啓発記事掲載、東京都SNS公式アカウント(LINE、Facebook、X(旧Twitter))による情報発信
- ③TBS ラジオによる広報
- ④都庁内での出張献血実施(3日間 200人)
- ⑤ワイドコロボ協定締結企業等との連携

(2) 「はたちの献血キャンペーン」(1月・2月：全国展開)の実施

- ①ポスターの作成
 - 都内全高校、専門学校、短大、大学、美術館等施設、各区市町村へ掲出依頼
- ②都広報誌、保健医療局広報誌(WEB)、都ホームページへの啓発記事掲載、東京都SNS公式アカウント(LINE、Facebook、(旧Twitter))による情報発信
- ③リーフレットの作成
 - 通年配布可能な内容にして作成し、以下にて周知
 - ・はたちの日式典、区市町村が実施する若年層対象の行事等で配布
 - ・区市町村が設置する「はたちの日」特設ホームページ内等でのデータ掲載
 - ・都ホームページにPDFデータを掲載
- ④TOKYO MX 及びTBS ラジオによる広報
- ⑤都庁内での出張献血実施(3日間 197人)

(3) 春季キャンペーン(3月：都独自)の実施

- ①ワイドコロボ協定締結企業等との連携
- ②動画コンテンツを活用し、ポスターとともに以下にて周知(各3月上旬の7日間実施)

- ・電車内デジタルサイネージでの放映
JR 山手線、横須賀線、総武線快速で放映
 - ・電車中吊り広告
中央線、京浜東北線、京王線・井の頭線、都営地下鉄全線
 - ・屋外街頭ビジョンCM放映
近隣に献血ルームがあり、若者が多い、繁華街の駅付近のビジョン6か所で放映
(6か所：新宿・渋谷・池袋・有楽町・秋葉原・立川)
- ③都広報誌、都ホームページへの啓発記事掲載、東京都SNS公式アカウント(L I N E、Facebook、X (旧 Twitter)) による情報発信

3 複数回献血の推進

日本赤十字社東京都支部が実施する複数回献血推進の事業費への補助
献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の事業運営費を一部補助

4 献血推進協議会の実施

都から区市町村へ、献血推進協議会の活用や、地域活動団体と連携した献血推進活動の実施等、献血推進にかかる取組への協力を呼びかける文書を発出した。

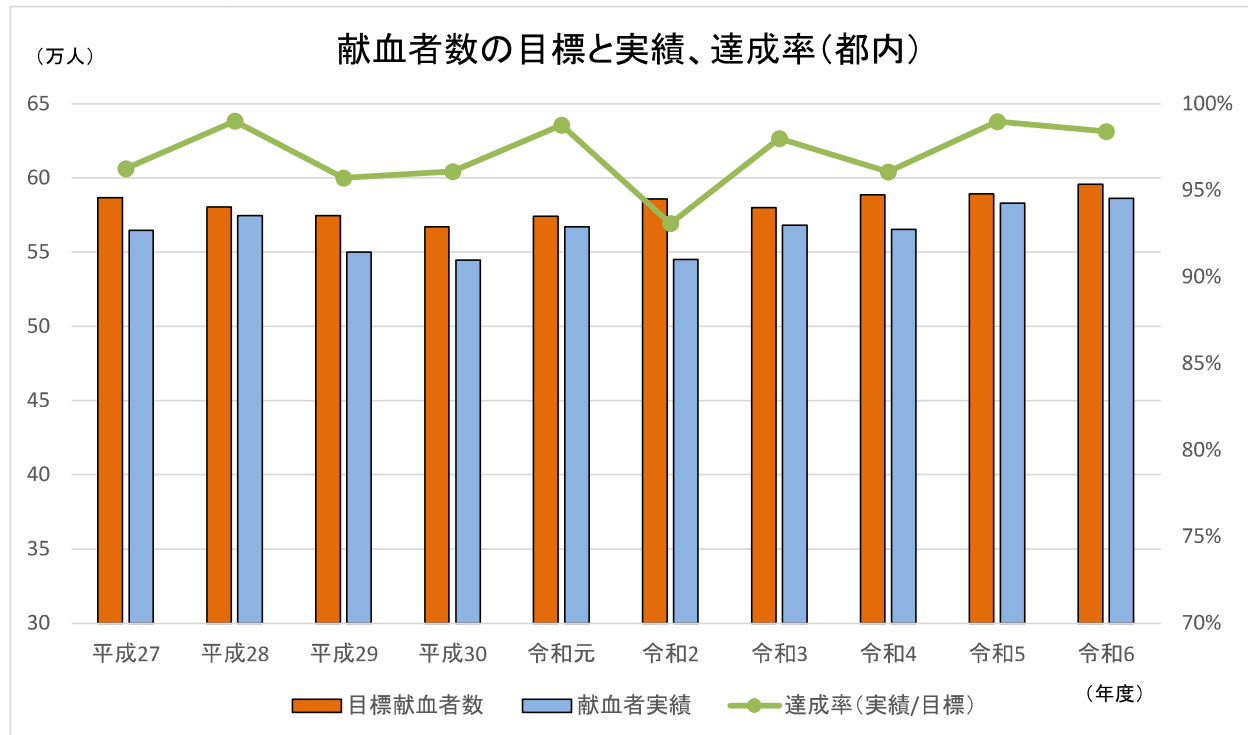
5 献血功労者への表彰

献血推進に積極的に協力、貢献した個人及び都内団体に表彰状、感謝状を贈呈

- ・厚生労働大臣表彰状 (1 団体)
- ・厚生労働大臣感謝状受賞者 (2 団体)
- ・都知事感謝状 (3 団体)

都内の献血状況

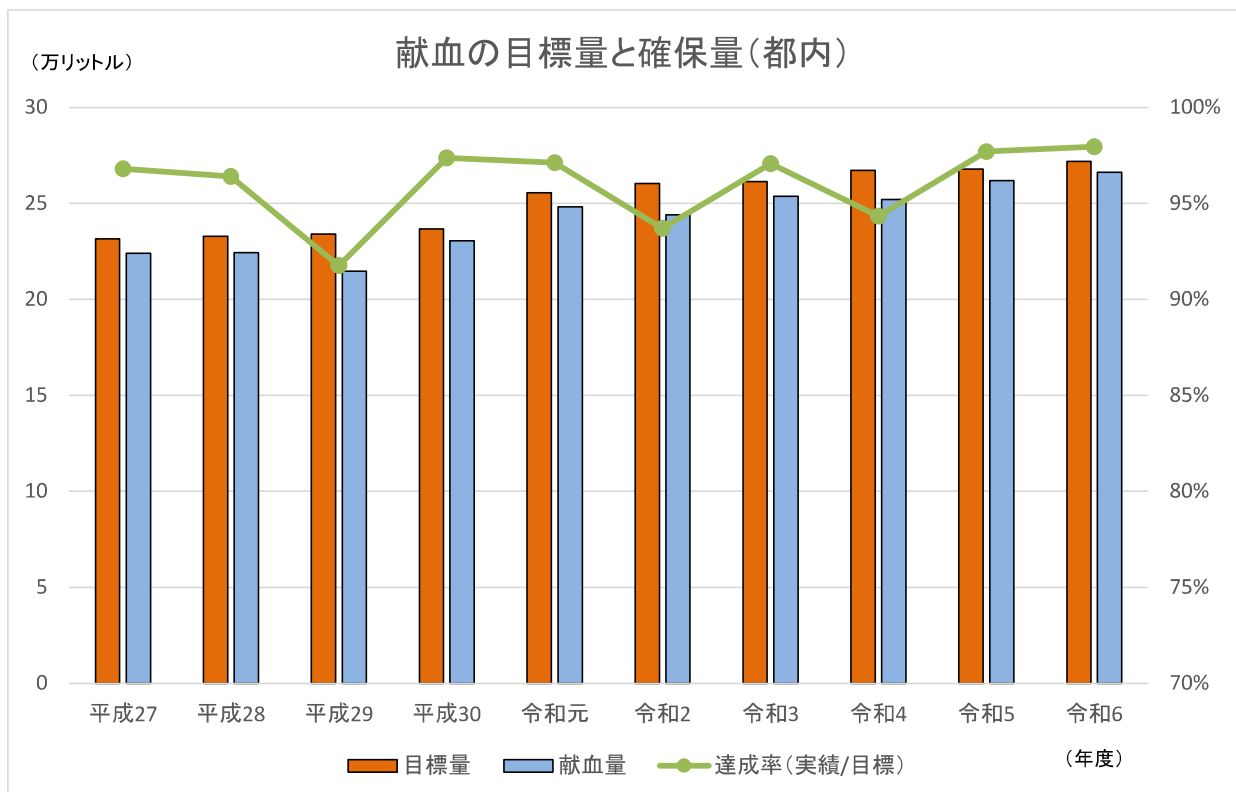
1 都内献血者数の推移



[資料: 東京都赤十字血液センター資料年報、東京都献血推進計画]

献血者数は、概ね目標の95%以上で推移しており、令和6年度は98.4%であった。

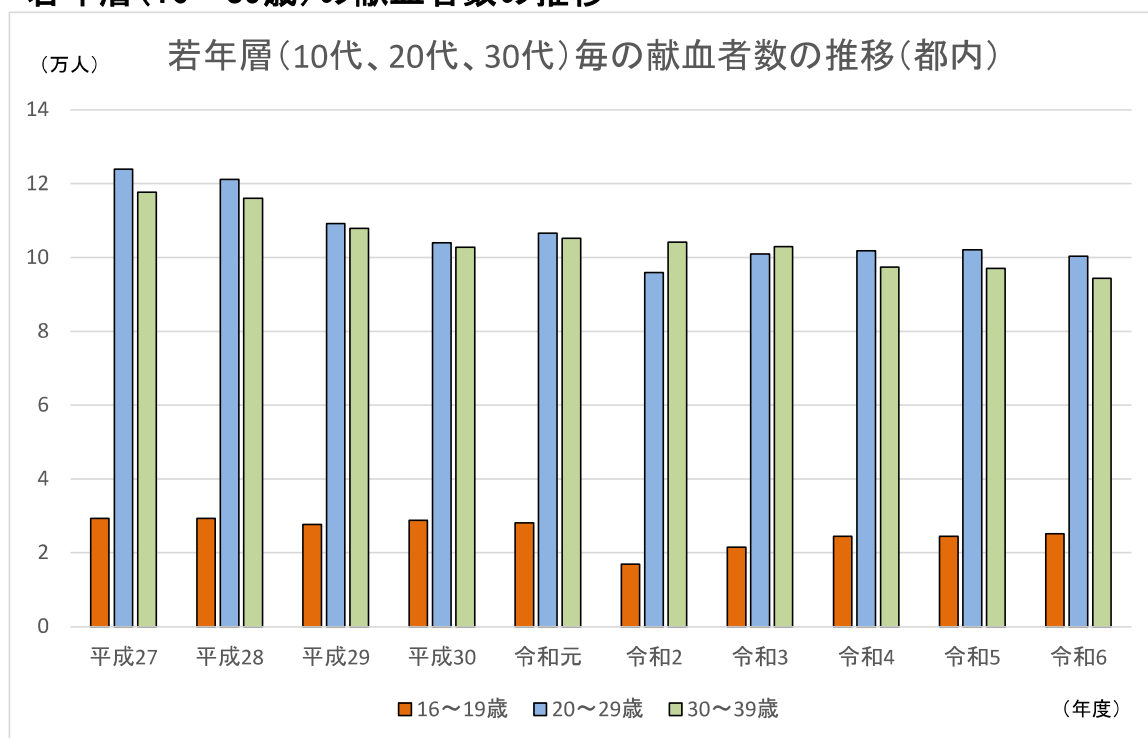
2 献血により確保した血液量



[資料: 日本赤十字社 血液事業年度報、東京都献血推進計画]

献血量は、目標の90%以上で推移しており、令和6年度は98.0%であった。

3 若年層(16～39歳)の献血者数の推移



[資料: 東京都赤十字血液センター資料年報]

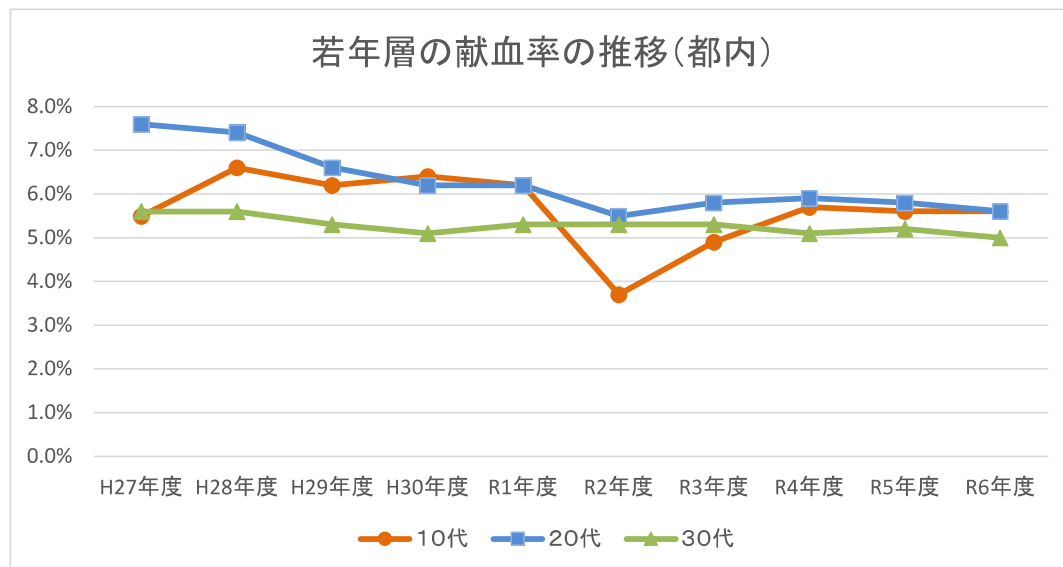
令和6年度は、平成27年度に比べ、10代は約1.5割、20代・30代は約2割減少している。

【参考】献血推進に係る新たな中期目標「献血推進2025」(厚生労働省)

若年層の献血率の推移(東京都)及び目標値

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度 目標値
10代	5.5%	6.6%	6.2%	6.4%	6.2%	3.7%	4.9%	5.7%	5.6%	5.6%	6.6%
(参考)全国	5.4%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%	4.2%	4.5%	4.8%	4.7%	4.7%	
20代	7.6%	7.4%	6.6%	6.2%	6.2%	5.5%	5.8%	5.9%	5.8%	5.6%	6.8%
(参考)全国	6.5%	6.2%	5.7%	5.6%	5.7%	5.5%	5.5%	5.5%	5.3%	5.2%	
30代	5.6%	5.6%	5.3%	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%	5.1%	5.2%	5.0%	6.6%
(参考)全国	6.0%	5.8%	5.4%	5.3%	5.5%	5.6%	5.5%	5.4%	5.3%	5.2%	

実績: (全国)厚生労働省 血液事業報告 (東京都)日本赤十字社 血液事業年度報



令和8年度東京都献血推進計画

第1 目的

この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第5項の規定に基づき、東京都における献血の推進に関する計画を定めるものである。

第2 令和8年度に東京都が献血により確保すべき血液の目標量

今年度、国から示された都が確保すべき血液の目標量は、全血採血による 153,941 リットル及び成分献血による 118,587 リットルの計 272,528 リットルである。

（令和7年度確保目標量 279,468 リットルより、6,940 リットル減少）

（単位：L）

		全 国	東 京 都	東京都の割合
全血献血		<u>1,344,089</u>	<u>153,941</u>	<u>11.5%</u>
成分 献血	血小板(*)	<u>298,688</u>	<u>42,700</u>	<u>14.3%</u>
	血漿	<u>600,014</u>	<u>75,888</u>	<u>12.6%</u>
	計	<u>898,701</u>	<u>118,587</u>	<u>13.2%</u>
合計		<u>2,242,790</u>	<u>272,528</u>	<u>12.2%</u>

（*）東京都で製造する他県分（関東甲信越地域）の製剤等を含む。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない。

第3 目標量を確保するために必要な献血者数

東京都赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）と協議の上、第2の確保すべき血液の目標量を達成するために、目標献血者数を次のとおり設定する。

（単位：人）

	区分	献血ルーム	献血バス	出張採血	合 計
全 血	200mL	<u>5,761</u>	<u>3,257</u>	<u>1,021</u>	<u>10,039</u>
	400mL	<u>241,511</u>	<u>105,386</u>	<u>32,936</u>	<u>379,833</u>
	計	<u>247,272</u>	<u>108,643</u>	<u>33,957</u>	<u>389,872</u>
成 分	血小板	<u>78,567</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>78,567</u>
	血漿	<u>131,292</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>131,292</u>
	計	<u>209,859</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>209,859</u>
合 計		<u>457,131</u>	<u>108,643</u>	<u>33,957</u>	<u>599,731</u>

第4 目標量を確保するために必要な措置

必要血液量及び献血者を確保するため、以下の取組を行う。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

都、区市町村は、日本赤十字社東京都支部（以下、「日赤都支部」という。）及び血液センター等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保するとともに、広く都民に対し献血に関する理解と協力を求めるため普及啓発を行う。

都内には、全国の事業所の約 [15](#) %、従業員の約 [17](#) %が集中している¹。また、大学・大学院については、全国の約 [18](#) %が設置され、学生数は約 [27](#) %に及ぶ²。このように、事業所や大学が多く、また、他県から都に通勤・通学する昼間人口が多いという都の特性を踏まえた啓発を実施する。

(1) 献血推進キャンペーンの実施

都は、特に必要性が高い400ミリリットル全血献血と成分献血の推進及び普及のため、区市町村、日赤都支部及び血液センターとともに、国のキャンペーンと連動し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月まで若年層を中心とする「はたちの献血キャンペーン」（冬季キャンペーン）を、3月に東京都独自の「春季キャンペーン」を実施する。特に若年層に対しては、WEB、SNS等のソーシャルメディアを有効に活用する。

また、都が独自に作成した普及啓発動画を活用し、献血について関心を持つ機会が増えるよう、以下のように情報発信等を行う。

- ① キャンペーン周知用ポスターの作成、掲出依頼、都営地下鉄やJR等での車内中吊り広告
- ② 東京都広報誌、都公式ホームページの活用
- ③ WEB、SNS等を活用した若年層への献血協力の呼びかけ
- ④ 動画を使った広報活動（街頭ビジョンや[電車内デジタルサイネージトレインチャンネル](#)での放映等）
- ⑤ 東京都庁職員献血の実施

さらに、献血者の裾野が広がるよう、区市町村や血液センターへ協力を求めながら、広報を幅広く展開していく。

加えて、近年、需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かせないこともリーフレット等で周知する。

(2) 若年層対策

- ① 広報、ホームページ等での周知

都及び血液センターは、献血は16歳からでき、また、17歳男性から400ミリリットル全血献血が可能であること、献血には年齢制限があるため、若い方に継続的に

¹ [令和6年経済センサス基礎調査（民営事業所）](#)（総務省統計局）

² [令和6年度学校基本調査](#)（文部科学省）

協力いただくことが重要であること等について引き続き周知する。

②新成人を中心とした若年層への啓発

都は区市町村の協力を得て、献血普及啓発用リーフレットを成人の日等の式典や、区市町村が行う事業等を通じて若年層に配布・周知し、献血協力へのきっかけ作りに取り組む。また、若年層が多く集まる場所での啓発動画の活用やリーフレットの配布など、啓発の協力依頼を行い、献血の必要性が若年層の目にとまる機会を確保する。

都は、若年層が多く利用する SNS 等を活用して情報発信を行うとともに、献血ルーム所在地かつ若者が多く通行するエリアでの街頭ビジョン放映を行う。さらに、近隣県からの通勤通学者が多い東京の特性を踏まえ、他県からの流入路線を含めて車内中吊り広告の掲出を行う。

日赤都支部及び血液センターは、献血キャンペーン時に、WEB メディア等を活用した広報を実施し、特に 10 代、20 代の若年層を中心に 400 ミリリットル全血献血及び成分献血への協力を呼びかける。都はこれに対し、献血広報費を補助する。

③学校における献血及び啓発活動の推進

血液センターは、献血を身近に感じてもらえるよう、小・中・高・専門学校・大学生を対象とした献血セミナーを実施する。献血セミナーの実施にあたっては、献血セミナーの様子を映像化して希望者がいつでも閲覧できる環境を整備する。

また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」のプレ会員としての登録を推進する。

都は、都立学校における献血の普及啓発を図るため、校長連絡会等を活用した教育担当部局への献血セミナー受け入れ拡大に関する働きかけや、各学校への献血セミナー実施の協力依頼を行う。

血液センターは、学校当局や学内組織・団体、東京都学生献血推進連盟との協働を進め、私立を中心とした高等学校・大学・専門学校での献血者増加に積極的に取り組む。専門学校は、東京都専修学校各種学校協会に対して協力依頼を行うなど献血者の増加等を図る。都はこれを支援するため、各学校へ学校献血の紹介や協力依頼を行い、実施拡大に努める。

(3) 複数回献血の推進

血液センターは、継続的な献血協力を得るため、献血についての定期的な情報発信や継続的な献血協力依頼を行い、効果的な依頼要請による応諾率の向上と年間献血回数の増加を目指す。

また、[令和 8 年 1 月より、献血カード（献血手帳を含む）の運用が廃止になったこと及び献血 Web 会員サービス「ラブラッド」には献血予約や事前問診回答機能等の複数回献血に役立つ機能を搭載していることを踏まえ、献血者に対し、「ラブラッド」会員の登録を促す。](#)

さらに、会員及び献血経験者に向けて、家族、友人、同僚などの身近な人とともに協力することを促すなど、初回及び過去の献血から長期間経過している方が献血しやすいきつ

かけを作り、かつ複数回協力につながるよう努める。特に初回献血者に対しては、献血により助かる命があることを丁寧に説明し、今後の継続的な献血への協力を呼び掛ける。

なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。

都は、安全な献血者を安定的に確保するため、複数回献血の推進に係る経費の一部を補助し、献血者確保を推進する。

(4) 職場における献血の推進

血液センターは、年間を通して輸血用血液製剤の安定供給を確保するため、献血者が減少する時季、特に冬季には、定期的に協力を得ている官公庁や企業だけでなく、これまで献血を実施していない企業等にも職場献血の協力を働きかけていく。また、企業に対して、社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に活用して献血セミナーや献血に関する情報提供を実施する。

また、職場に出向いての献血実施に加え、リモートワークを利用する従業員等へも配慮し、従業員等の居住地近隣の会場での協力依頼など、企業や従業員の事情に合わせた取組を強化する。継続して献血実施に協力いただいている企業・団体に対しては、実施回数の増加等を依頼し、より協力を得るための方策を強化する。

都は、包括連携協定「ワイドコラボ協定」締結企業等と連携し、職場献血実施の協力依頼や社員向け普及啓発等を行う。

(5) 献血ルームの運営

献血ルームにおいては、感染症対策を講ずるとともに、献血者の利便性を考慮した受け入れ環境を整え、献血者が安心して入ることができる空間及び安全に配慮した環境を維持する。

また、献血者確保に資するよう、都内 [12](#) か所の献血ルームについて、地域特性を考慮した運営を行う。

(6) 献血予約の推進

献血の予約は、計画的かつ安定的な献血協力につながり、また、献血会場の混雑を回避し、献血者の利便性を向上させることから、都及び血液センターは、献血予約の重要性を広く周知する。

また、血液センターは、献血者に対し「ラブラッド」の機能など、その利便性を説明することで、「ラブラッド」の登録会員を増加させ、献血予約を強化させるための基盤を構築する。

さらに、献血未経験者に対しては「ラブラッド」での献血の Web 予約が可能であることを周知し、献血者に限らず広く都民に利用を呼びかける。

また、血液センターは、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進につなげる。

さらに、「ラブラッドアプリ」の利用により、簡易な献血予約や過去の血液検査記録の閲覧、献血カード機能があるなど利便性が向上することを周知し、利用を促進する。献血未経験者も利用登録できることから、献血者に限らず広く都民に利用を呼びかける。

(7)輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

血液センターは、輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努める。万一の在庫不足時又は不足が予測される場合には、都や区市町村等の関係機関と連携し、必要血液量の確保対策を実施する。

都は、WEB、SNS や街頭ビジョンの活用など、広範囲かつ即時性がある方法により献血協力を呼びかける。

2 献血推進協議会の開催

都は、採血事業者、学識経験者、地域の団体、報道機関等で構成される献血推進協議会を開催し、東京都献血推進計画の策定や、献血に関する教育及び普及啓発、民間の献血組織育成等について検討・協議する。

都は、区市町村に対して、地方公共団体には献血について住民の理解を深めるとともに、血液センターによる献血受け入れが円滑に進むよう必要な措置を講ずる責務があることについて周知し、区市町村献血推進協議会の活用や、地域活動団体と連携した献血推進活動の実施について呼びかける。

また、各区市町村のこれらの取組状況を情報収集し、その内容を都から全区市町村へ情報提供することにより、より一層の実施を促す。

3 献血功労者表彰等

都は、献血功労者表彰式を開催し、日頃から献血推進に積極的に協力し貢献した個人及び団体に知事感謝状の贈呈を行う。

また、その活動が顕著で、厚生労働大臣より表彰状及び感謝状が贈呈された個人及び団体に対し、伝達を行う。

第5 血液製剤の適正使用推進について

1 血液製剤適正使用部会の開催

献血推進協議会の部会である血液製剤適正使用部会において、医療機関への血液製剤適正使用の周知及び普及啓発について検討・協議する。

2 輸血療法適正化支援事業の実施

都は、各医療機関が適正な輸血療法を実施できるよう、血液製剤の適正使用や安全対策をテーマとする講演会を血液センターと共催する。

また、各医療機関に輸血医療の専門医師を派遣し助言を行う血液製剤アドバイス事業を実施し、最新の知見を提供する。血液製剤アドバイス事業は、講義内容・実施方法ともに、医療機関のニーズに合わせて実施する。

都は、「輸血療法の手引（第4版）」（令和3年3月）について、都ホームページや講演会など、機会を捉えて啓発を図る。

都及び血液センターは、輸血専門医が不在の小規模医療機関においても適正使用・安全対策が進むよう、「小規模医療機関における輸血マニュアル」や「輸血手帳」が活用されるよう普及啓発を図る。

3 輸血状況調査の実施及び評価指標の策定

血液需要の実態把握のため、都は、昭和39年から輸血状況調査を実施している。

令和7年度末に実施した各医療機関への調査結果を基に「令和7年輸血状況調査集計結果」を作成し（調査対象：病床数200床以上の医療機関）、集計結果は、血液製剤適正使用部会に報告するとともに、都ホームページに掲載する。

また、結果を基に評価指標を策定し、一般病床100床以上の医療機関に評価内容を通知し、血液製剤適正使用への取組を支援する。（評価指標は、一般病床100床以上300床未満と300床以上の医療機関とに分けて作成する。）

~~さらに、令和6年度末に別途実施した、血液製剤供給実績がある病床数200床未満の医療機関を対象とする調査についても、集計結果を作成し、同部会に報告後、都ホームページに掲載する。~~

第6 日本赤十字社東京都支部への補助事業(再掲)

都は日赤都支部に対し、各種補助を行う。

1 広報費補助

日赤都支部及び血液センターは献血キャンペーン時に、WEB メディア等を活用した広報を実施し、特に10代、20代の若年層を中心に400ミリリットル全血献血及び成分献血への協力を呼びかける。都はこれに対し、献血広報費の実費相当額を補助する。

2 複数回献血推進への補助

都は、日赤都支部及び血液センターが実施している複数回献血の推進に係る経費の一部を補助し、献血者確保を推進する。

第7 災害時等における血液製剤の確保等

1 災害時

都、日赤都支部、血液センター及び公益財団法人献血供給事業団は、都内で災害が発生した場合に「東京都地域防災計画」及び「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき、医療救護活動に必要となる血液製剤を確保する。

併せて、防災行政無線等を利用し相互の被害状況の把握や血液製剤が円滑に供給されるための供給体制の確認及び措置を速やかに講じる。

平時においては、東日本大震災の教訓も踏まえ、日頃から大規模災害時等における対応のシミュレーションやマニュアル等の見直しを行う。

2 新興・再興感染症発生時

血液センターは、血液製剤は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新興・再興感染症の感染拡大の状況下であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者及び職員への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、ワクチンの供給・接種の動向にも注視し、その影響を踏まえた呼びかけを行うなど、都と連携して対策を講じる。

都は、献血協力を呼びかけるとともに、献血会場では感染症対策の実施状況等都民へ適切な情報発信を行い、献血者の確保に努める。

都及び区市町村は、広報や献血会場の確保など、血液センターの取組を支援する。

令和 8 年度東京都献血推進計画 新旧対照表

令和 8 年度 東京都献血推進計画（案）				令和 7 年度 東京都献血推進計画（案）				変更理由																																																								
第 1 目的 （略）				第 1 目的 この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 0 号）第 1 0 条第 5 項の規定に基づき、東京都における献血の推進に関する計画を定めるものである。																																																												
第 2 令和 8 年度に東京都が献血により確保すべき血液の目標量 今年度、国から示された都が確保すべき血液の目標量は、全血採血による 153,941 リットル及び成分献血による 118,587 リットルの計 272,528 リットルである。 （令和 7 年度確保目標量 279,468 リットルより、6,940 リットル減少） （単位：L） <table><tr><th colspan="2"></th><th>全 国</th><th>東 京 都</th><th>東京都の割合</th></tr><tr><td colspan="2">全血献血</td><td>1,344,089</td><td>153,941</td><td>11.5%</td></tr><tr><td rowspan="3">成分献血</td><td>血小板(*)</td><td>298,688</td><td>42,700</td><td>14.3%</td></tr><tr><td>血漿</td><td>600,014</td><td>75,888</td><td>12.6%</td></tr><tr><td>計</td><td>898,701</td><td>118,587</td><td>13.2%</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>2,242,790</td><td>272,528</td><td>12.2%</td></tr></table>						全 国	東 京 都	東京都の割合	全血献血		1,344,089	153,941	11.5%	成分献血	血小板(*)	298,688	42,700	14.3%	血漿	600,014	75,888	12.6%	計	898,701	118,587	13.2%	合計		2,242,790	272,528	12.2%	第 2 令和 7 年度に東京都が献血により確保すべき血液の目標量 今年度、国から示された都が確保すべき血液の目標量は、全血採血による 154,388 リットル及び成分献血による 125,080 リットルの計 279,468 リットルである。 （令和 6 年度確保目標量 271,783 リットルより、7,685 リットル増加） （単位：L） <table><tr><th colspan="2"></th><th>全 国</th><th>東 京 都</th><th>東京都の割合</th></tr><tr><td colspan="2">全血献血</td><td>1,358,258</td><td>154,388</td><td>11.4%</td></tr><tr><td rowspan="3">成分献血</td><td>血小板(*)</td><td>294,118</td><td>44,100</td><td>15.0%</td></tr><tr><td>血漿</td><td>587,653</td><td>80,979</td><td>13.8%</td></tr><tr><td>計</td><td>881,771</td><td>125,080</td><td>14.2%</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>2,240,029</td><td>279,468</td><td>12.5%</td></tr></table>						全 国	東 京 都	東京都の割合	全血献血		1,358,258	154,388	11.4%	成分献血	血小板(*)	294,118	44,100	15.0%	血漿	587,653	80,979	13.8%	計	881,771	125,080	14.2%	合計		2,240,029	279,468	12.5%	時点更新
		全 国	東 京 都	東京都の割合																																																												
全血献血		1,344,089	153,941	11.5%																																																												
成分献血	血小板(*)	298,688	42,700	14.3%																																																												
	血漿	600,014	75,888	12.6%																																																												
	計	898,701	118,587	13.2%																																																												
合計		2,242,790	272,528	12.2%																																																												
		全 国	東 京 都	東京都の割合																																																												
全血献血		1,358,258	154,388	11.4%																																																												
成分献血	血小板(*)	294,118	44,100	15.0%																																																												
	血漿	587,653	80,979	13.8%																																																												
	計	881,771	125,080	14.2%																																																												
合計		2,240,029	279,468	12.5%																																																												
（*）東京都で製造する他県分（関東甲信越地域）の製剤等を含む。 ※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない。				（*）東京都で製造する他県分（関東甲信越地域）の製剤等を含む。 ※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない。																																																												

令和8年度 東京都献血推進計画（案）						令和7年度 東京都献血推進計画（案）						変更理由
第3 目標量を確保するために必要な献血者数 （略） <												

令和8年度 東京都献血推進計画（案）	令和7年度 東京都献血推進計画（案）	変更理由
（１）献血推進キャンペーンの実施 都は、特に必要性が高い400ミリリットル全血献血と成分献血の推進及び普及のため、区市町村、日赤都支部及び血液センターとともに、国のキャンペーンと連動し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月まで若年層を中心とする「はたちの献血キャンペーン」（冬季キャンペーン）を、3月に東京都独自の「春季キャンペーン」を実施する。特に若年層に対しては、WEB、SNS等のソーシャルメディアを有効に活用する。 また、都が独自に作成した普及啓発動画を活用し、献血について関心を持つ機会が増えるよう、以下のように情報発信等を行う。 ①キャンペーン周知用ポスターの作成、掲出依頼、都営地下鉄やJR等での車内中吊り広告 ②東京都広報誌、都公式ホームページの活用 ③WEB、SNS等を活用した若年層への献血協力の呼びかけ ④動画を使った広報活動（街頭ビジョンや電車内デジタルサイネージでの放映等） ⑤東京都庁職員献血の実施 さらに、献血者の裾野が広がるよう、区市町村や血液センターへ協力を求めながら、広報を幅広く展開していく。 加えて、近年、需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かせないこともリーフレット等で周知する。 （２）若年層対策 ①広報、ホームページ等での周知（略） ②新成人を中心とした若年層への啓発	（１）献血推進キャンペーンの実施 都は、特に必要性が高い400ミリリットル全血献血と成分献血の推進及び普及のため、区市町村、日赤都支部及び血液センターとともに、国のキャンペーンと連動し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月まで若年層を中心とする「はたちの献血キャンペーン」（冬季キャンペーン）を、3月に東京都独自の「春季キャンペーン」を実施する。特に若年層に対しては、WEB、SNS等のソーシャルメディアを有効に活用する。 また、都が独自に作成した普及啓発動画を活用し、献血について関心を持つ機会が増えるよう、以下のように情報発信等を行う。 ①キャンペーン周知用ポスターの作成、掲出依頼、都営地下鉄やJR等での車内中吊り広告 ②東京都広報誌、都公式ホームページの活用 ③WEB、SNS等を活用した若年層への献血協力の呼びかけ ④動画を使った広報活動（街頭ビジョンやトレインチャンネルでの放映等） ⑤東京都庁職員献血の実施 さらに、献血者の裾野が広がるよう、区市町村や血液センターへ協力を求めながら、広報を幅広く展開していく。 加えて、近年、需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かせないこともリーフレット等で周知する。 （２）若年層対策 ①広報、ホームページ等での周知 都及び血液センターは、献血は16歳からでき、また、17歳男性から400ミリリットル全血献血が可能であること、献血には年齢制限があるため、若い方に継続的に協力いただくことが重要であること等について引き続き周知する。 ②新成人を中心とした若年層への啓発	文言修正

令和 8 年度 東京都献血推進計画（案）	令和 7 年度 東京都献血推進計画（案）	変更理由
(略) ③学校における献血及び啓発活動の推進 (略)	都は区市町村の協力を得て、献血普及啓発用リーフレットを成人の日等の式典や、区市町村が行う事業等を通じて若年層に配布・周知し、献血協力へのきっかけ作りに取り組む。また、若年層が多く集まる場所での啓発動画の活用やリーフレットの配布など、啓発の協力依頼を行い、献血の必要性が若年層の目にとまる機会を確保する。 都は、若年層が多く利用する SNS 等を活用して情報発信を行うとともに、献血ルーム所在地かつ若者が多く通行するエリアでの街頭ビジョン放映を行う。さらに、近隣県からの通勤通学者が多い東京の特性を踏まえ、他県からの流入路線を含めて車内中吊り広告の掲出を行う。 日赤都支部及び血液センターは、献血キャンペーン時に、WEBメディア等を活用した広報を実施し、特に 10 代、20 代の若年層を中心に 400 ミリリットル全血献血及び成分献血への協力を呼びかける。都はこれに対し、献血広報費を補助する。 ③学校における献血及び啓発活動の推進 血液センターは、献血を身近に感じてもらえるよう、小・中・高・専門学校・大学生を対象とした献血セミナーを実施する。献血セミナーの実施にあたっては、献血セミナーの様子を映像化して希望者がいつでも閲覧できる環境を整備する。 また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」のプレ会員としての登録を推進する。 都は、都立学校における献血の普及啓発を図るため、校長連絡会等を活用した教育担当部局への献血セミナー受け入れ拡大に関する働きかけや、各学校への献血セミナー実施の協力依頼を行う。 血液センターは、学校当局や学内組織・団体、東京都学生献血推進連盟との協働を進め、私立を中心とした高等学校・大学・専門学校での献血者増加に積極的に取り組む。専門学校は、東京都専修学校各種学校協会に対して協力依頼を行うなど献血者の増加等を図る。都はこれを支援するため、各学校へ学校献血の紹介や協力依頼を行い、実施拡大に努める。	

令和8年度 東京都献血推進計画（案）	令和7年度 東京都献血推進計画（案）	変更理由
（３）複数回献血の推進 血液センターは、継続的な献血協力を得るため、献血についての定期的な情報発信や継続的な献血協力依頼を行い、効果的な依頼要請による応諾率の向上と年間献血回数の増加を目指す。 また、<u>令和8年1月より、献血カード（献血手帳を含む）の運用が廃止になったこと及び献血 Web 会員サービス「ラブラッド」には献血予約や事前問診回答機能等の複数回献血に役立つ機能を搭載していることを踏まえ、献血者に対し、「ラブラッド」会員の登録を促す。</u> さらに、会員及び献血経験者に向けて、家族、友人、同僚などの身近な人とともに協力することを促すなど、初回及び過去の献血から長期間経過している方が献血しやすいきっかけを作り、かつ複数回協力につながるよう努める。<u>特に初回献血者に対しては、献血により助かる命があることを丁寧に説明し、今後の継続的な献血への協力を呼び掛ける。</u> なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。 都は、安全な献血者を安定的に確保するため、複数回献血の推進に係る経費の一部を補助し、献血者確保を推進する。 （４）職場における献血の推進 （略）	（３）複数回献血の推進 血液センターは、継続的な献血協力を得るため、献血についての定期的な情報発信や継続的な献血協力依頼を行い、効果的な依頼要請による応諾率の向上と年間献血回数の増加を目指す。 また、<u>献血 Web 会員サービス「ラブラッド」会員になっていただくため、ラブラッドでの献血予約や事前問診機能等のメリットを伝え、登録を促す。</u> さらに、会員及び献血経験者に向けて、家族、友人、同僚などの身近な人とともに協力することを促すなど、初回及び過去の献血から長期間経過している方が献血しやすいきっかけを作り、かつ複数回協力につながるよう努める。 なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。 都は、安全な献血者を安定的に確保するため、複数回献血の推進に係る経費の一部を補助し、献血者確保を推進する。 （４）職場における献血の推進 血液センターは、年間を通して輸血用血液製剤の安定供給を確保するため、献血者が減少する時季、特に冬季には、定期的に協力を得ている官公庁や企業だけでなく、これまで献血を実施していない企業等にも職場献血の協力を働きかけていく。また、企業等に対して、社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に活用して献血セミナーや献血に関する情報提供を実施する。 また、職場に出向いての献血実施に加え、リモートワークを利用する従業員等へも配慮し、従業員等の居住地近隣の会場での協力依頼など、企業や従業員の事情に合わせた取組を強化する。継続して献血実施に協力いただいている企業・団体に対しては、実施回数の増加等を依頼し、より協力を得るための方策を強化する。	血液センターの取組内容の反映 血液センターの取組内容の反映

令和8年度 東京都献血推進計画（案）	令和7年度 東京都献血推進計画（案）	変更理由
（５）献血ルームの運営 献血ルームにおいては、感染症対策を講ずるとともに、献血者の利便性を考慮した受け入れ環境を整え、献血者が安心して入ることができる空間及び安全に配慮した環境を維持する。 また、献血者確保に資するよう、都内 12 か所の献血ルームについて、地域特性を考慮した運営を行う。 （６）献血予約の推進 献血の予約は、計画的かつ安定的な献血協力につながり、また、献血会場の混雑を回避し、献血者の利便性を向上させることから、都及び血液センターは、献血予約の重要性を広く周知する。 また、血液センターは、献血者に対し「ラブラッド」の機能など、その利便性を説明することで、「ラブラッド」の登録会員を増加させ、献血予約を強化させるための基盤を構築する。 さらに、献血未経験者に対しては「ラブラッド」での献血の Web 予約が可能であることを周知し、献血者に限らず広く都民に利用を呼びかける。 （７）輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応 （略）	都は、包括連携協定「ワイドコラボ協定」締結企業等と連携し、職場献血実施の協力依頼や社員向け普及啓発等を行う。 （５）献血ルームの運営 献血ルームにおいては、感染症対策を講ずるとともに、献血者の利便性を考慮した受け入れ環境を整え、献血者が安心して入ることができる空間及び安全に配慮した環境を維持する。 また、献血者確保に資するよう、都内 13 か所の献血ルームについて、地域特性を考慮した運営を行う。 （６）献血予約の推進 献血の予約は、計画的かつ安定的な献血協力につながり、また、献血会場の混雑を回避し、献血者の利便性を向上させることから、都及び血液センターは、献血予約の重要性を広く周知する。 また、血液センターは、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進につなげる。 さらに、「ラブラッドアプリ」の利用より、簡易な献血予約や過去の血液検査記録の閲覧、献血カード機能があるなど利便性が向上することを周知し、利用を促進する。献血未経験者も利用登録できることから、献血者に限らず広く都民に利用を呼びかける。 （７）輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応 血液センターは、輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努める。万一の在庫不足時又は不足が予測される場合には、都や区市町村等の関係機関と連携し、必要血液量の確保対策を実施する。 都は、WEB、SNS や街頭ビジョンの活用など、広範囲かつ即時性がある方法により献血協力を呼びかける。	現状にあわせて更新 血液センターの取組内容の反映及び文言整理

令和8年度 東京都献血推進計画（案）	令和7年度 東京都献血推進計画（案）	変更理由
2 献血推進協議会の開催 （略） 3 献血功労者表彰等 （略） 第5 血液製剤の適正使用推進について 1 血液製剤適正使用部会の開催 （略） 2 輸血療法適正化支援事業の実施 （略）	2 献血推進協議会の開催 都は、採血事業者、学識経験者、地域の団体、報道機関等で構成される献血推進協議会を開催し、東京都献血推進計画の策定や、献血に関する教育及び普及啓発、民間の献血組織育成等について検討・協議する。 都は、区市町村に対して、地方公共団体には献血について住民の理解を深めるとともに、血液センターによる献血受け入れが円滑に進むよう必要な措置を講ずる責務があることについて周知し、区市町村献血推進協議会の活用や、地域活動団体と連携した献血推進活動の実施について呼びかける。 また、各区市町村のこれらの取組状況を情報収集し、その内容を都から全区市町村へ情報提供することにより、より一層の実施を促す。 3 献血功労者表彰等 都は、献血功労者表彰式を開催し、日頃から献血推進に積極的に協力し貢献した個人及び団体に知事感謝状の贈呈を行う。 また、その活動が顕著で、厚生労働大臣より表彰状及び感謝状が贈呈された個人及び団体に対し、伝達を行う。 第5 血液製剤の適正使用推進について 1 血液製剤適正使用部会の開催 献血推進協議会の部会である血液製剤適正使用部会において、医療機関への血液製剤適正使用の周知及び普及啓発について検討・協議する。 2 輸血療法適正化支援事業の実施 都は、各医療機関が適正な輸血療法を実施できるよう、血液製剤	

令和８年度 東京都献血推進計画（案）	令和７年度 東京都献血推進計画（案）	変更理由
血液需要の実態把握のため、都は、昭和３９年から輸血状況調査を実施している。 令和７年度末に実施した各医療機関への調査結果を基に「令和７年輸血状況調査集計結果」を作成し（調査対象：病床数２０床以上の医療機関）、集計結果は、血液製剤適正使用部会に報告するとともに、都ホームページに掲載する。 また、結果を基に評価指標を策定し、一般病床１００床以上の医療機関に評価内容を通知し、血液製剤適正使用への取組を支援する。（評価指標は、一般病床１００床以上３００床未満と３００床以上の医療機関とに分けて作成する。） 第６ 日本赤十字社東京都支部への補助事業（再掲） 都は日赤都支部に対し、各種補助を行う。 １ 広報費補助	の適正使用や安全対策をテーマとする講演会を血液センターと共催する。 また、各医療機関に輸血医療の専門医師を派遣し助言を行う血液製剤アドバイス事業を実施し、最新の知見を提供する。血液製剤アドバイス事業は、講義内容・実施方法ともに、医療機関のニーズに合わせて実施する。 都は、「輸血療法の手引（第４版）」（令和３年３月）について、都ホームページや講演会など、機会を捉えて啓発を図る。 都及び血液センターは、輸血専門医が不在の小規模医療機関においても適正使用・安全対策が進むよう、「小規模医療機関における輸血マニュアル」や「輸血手帳」が活用されるよう普及啓発を図る。 ３ 輸血状況調査の実施及び評価指標の策定 血液需要の実態把握のため、都は、昭和３９年から輸血状況調査を実施している。 令和６年度末に実施した各医療機関への調査結果を基に「令和６年輸血状況調査集計結果」を作成し（調査対象：病床数２０床以上の医療機関）、集計結果は、血液製剤適正使用部会に報告するとともに、都ホームページに掲載する。 また、結果を基に評価指標を策定し、一般病床１００床以上の医療機関に評価内容を通知し、血液製剤適正使用への取組を支援する。（評価指標は、一般病床１００床以上３００床未満と３００床以上の医療機関とに分けて作成する。） <u>さらに、令和６年度末に別途実施した、血液製剤供給実績がある病床数２０床未満の医療機関を対象とする調査についても、集計結果を作成し、同部会に報告後、都ホームページに掲載する。</u> 第６ 日本赤十字社東京都支部への補助事業（再掲） 都は日赤都支部に対し、各種補助を行う。 １ 広報費補助	調査実施済のため、文言削除

令和 8 年度 東京都献血推進計画（案）	令和 7 年度 東京都献血推進計画（案）	変更理由
（略） 2 複数回献血推進への補助 （略） 第 7 災害時等における血液製剤の確保等 1 災害時 （略） 2 新興・再興感染症発生時 （略）	日赤都支部及び血液センターは献血キャンペーン時に、WEB メディア等を活用した広報を実施し、特に 10 代、20 代の若年層を中心に 400 ミリリットル全血献血及び成分献血への協力を呼びかける。都はこれに対し、献血広報費の実費相当額を補助する。 2 複数回献血推進への補助 都は、日赤都支部及び血液センターが実施している複数回献血の推進に係る経費の一部を補助し、献血者確保を推進する。 第 7 災害時等における血液製剤の確保等 1 災害時 都、日赤都支部、血液センター及び公益財団法人献血供給事業団は、都内で災害が発生した場合に「東京都地域防災計画」及び「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき、医療救護活動に必要な血液製剤を確保する。 併せて、防災行政無線等を利用し相互の被害状況の把握や血液製剤が円滑に供給されるための供給体制の確認及び措置を速やかに講じる。 平時においては、東日本大震災の教訓も踏まえ、日頃から大規模災害時等における対応のシミュレーションやマニュアル等の見直しを行う。 2 新興・再興感染症発生時 血液センターは、血液製剤は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新興・再興感染症の感染拡大の状況下であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者及び職員への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、ワクチンの供給・接種の動向にも注視し、その影響を踏まえた呼びかけを行うなど、都と連携して対策を講じる。 都は、献血協力を呼びかけるとともに、献血会場では感染症対策の	

令和８年度 東京都献血推進計画（案）	令和７年度 東京都献血推進計画（案）	変更理由
	実施状況等都民へ適切な情報発信を行い、献血者の確保に努める。 都及び区市町村は、広報や献血会場の確保など、血液センターの取組を支援する。	